

山口県では物品の管理事務について、物品規則（昭和39年山口県規則第57号）を定め、また、物品は、備品、消耗品、動物、原材料品、生産品、燃料、不用品及び借入品に8分類される。（物品規則第5条）

県の所有する上記物品のうち、重点的管理を行うために指定した以下のものを、指定物品としている。指定物品の取得、管理及び処分に当たっては、その都度承認を受け、または報告するなどの特別な規定が定められている。

- a 取得価格が200万円以上の備品及び動物（車両・船舶を除く）
- b 車両
- c 船舶（総トン数20トン未満の船舶で機関・船外機を含む）を有するもの又は取得価格200万円以上のもの

(イ) 取得手続き（購入）

物品の取得には、購入（物品規則第12条～第14条）、交換（物品規則第15条）、寄附（物品規則第17条）等があるが、物品の取得は、購入によるものが大部分を占めているため、購入の一般的なフローを示すと次のとおりである。

物品調達審査会の開催（物品調達執行計画書の審査、業者選定「競争入札参加資格者名簿の中から選定」、契約方法、仕様書・特定銘柄選定理由書等の審査）

↓
物品購入決議書（購入意思の決定、契約の方法・業者の選定）（物品規則第12条第1項及び2項）

↓
見積書徴取（会計規則第167条）

↓
物品購入契約締結伺書（見積書添付「会計規則第129条」、契約書(案)の添付「物品規則第12条第3項」）

↓
給付の完了

↓
検査（契約書に基づき数量等を検査「会計規則第141条」、検査調書により課長等に報告「物品規則第12条第4項」）

↓
受け入れの通知（課長等→出納員等、物品購入契約締結伺書を回付「物品規則第12条第5項」）

↓
関係帳簿への登記（課長等が備えるべき帳簿「物品規則第57条」）

↓
受け入れ（出納員等は、物品購入契約の相手方から当該物品の引渡しを受ける「物品規則第12条第6項」）

↓
関係帳簿への登記（出納長等が備えるべき帳簿「物品規則第58条」）

↓
物品標示票の貼付（購入物品へ貼り付ける「物品規則第24条」）

↓
指定物品取得報告書（課長等から知事へ取得後20日以内に報告「物品規則第12条第7項」）

(ウ) 監査手続

- a 物品の取得手続は物品規則に従って、適法に行われているか否かを確認した。
- b 物品取得契約の前段階として、指名競争入札の執行が令第167条に照らして、適法に行われているか否かを確認した。
- c 競争の方法によらない随意契約が令第167条の2に照らして、適法に行われているか否かを確認した。

(エ) 監査結果

a 指定物品の取得に関する問題点

物品規則第12条第7項において、取得日から20日以内に「指定物品取得報告書」を県知事に提出することを要するが、適切に処理されていないものがある。（下関工業高校）

- (a) 平成16年度以前取得分23件について調べた結果、9件について20日以内という期日が守られていな

い。中には取得日が平成10年12月25日で報告日が平成11年2月18日というものもある。

(b) 指定物品取得報告書を作成していないものがある。(監査日に指摘し、作成後提出済)

なお、往査した他の高校についても、報告が遅れているケースが散見されたが、重点的に管理するための処置であるから、報告期日は遵守する必要がある。

(オ) 意見

a 予定価格の算出方法が適切でないもの(山口農業高校)

(a) トータルステーションについて、5社による指名競争入札を行っているが、予定価格を決めるのに落札した業者のみから参考見積りをとっている。予定価格を適正に決めるには、外部からみて入札に競争が働いたかどうか疑問を残さないようにするため、入札に参加しない業者から見積りを入手するなどの方法が望ましい。

(b) NCルータの購入契約に伴う予定価格について

NCルータの購入に際しての予定価格の決め方が適切でない。NCルータ以外の帯のこ盤、及びコンプレッサーの購入契約については、他社の市販価格からの値引率の情報が入手でき、その値引率を基に予定価格を決めている。NCルータについては、他社での購入実績の情報がなく、上記2品の値引率の平均を基に、予定価格を算出している。

このような方法で算出された25%の値引率を、予定価格を決定するのに用いているが、実績等に基づいていないため、価格の経済性が判断できない。予定価格は、入札に参加しない業者から参考見積りを入手するなどの方法により決めるべきである。

以上(a)、(b)に関して、予定価格の決め方についての基準を定める必要がある。

b 指名基準の見直しが必要

平成16年度衛生看護にかかわる万能実習モデル等について指名競争入札の予定で6社を選定したが、5社が取り扱いメーカーがなく、商品の調達が難しい等の理由で辞退し、残りの1社と随意契約を締結している。契約について競争性を高め、経済的な価格で契約をするために、特殊な備品等に対しても指名競争入札が可能になるように、参加者の資格を県内に限らず広域的に進める方法等を検討することが必要である。(防府高校)

イ 借入品(主にリース物品)

(ア) 概要

a リース物品の概要(物品規則第19条)

リース物品の主なものは、教育用コンピュータとしてのパソコン、パソコン周辺機器である。管理は借入品管理簿等に基づき県立高校で実施する。

リースすることの有利性の判断については、県情報企画課と財政課が委託した業者が調査の上、予算措置され、契約を締結する。

b 取得手続き

借入品とは、県の所有に属しない物品で県が使用する目的で保管する物品のことをいう。事務機器等の物品の借入れは、契約手続き当初において契約の解除条件(予算の都合)を示すことにより、複数年契約(リース契約)を締結することができる。

物品借入決議書及び物品借入契約締結伺書により決裁
(リース契約は、借入期間は全リース期間を記載する)

↓

契約の締結

↓

物品の受入れ(借入品管理簿及び借入品出納保管記録簿に登記)

(イ) 監査結果

a 電話機及びデジタル交換機について物品規則第19条で定める物品借入契約締結伺書が作成されていなかった。適切な承認のもとに契約がなされたか不明である。(岩国総合高校)

b 教室を視察したところ、リース契約後ポリ袋に包んだままで、全く使用した形跡のないA4カラー・イメージスキャナー1台があった。

これは、平成8年10月から5年間の契約で教育用コンピュータ42台と、その他の周辺機器としてリース契約したものの一部である。

当初から使用されない備品をリース契約の対象としたことは、その分だけ余分なリース料であり、無

駄な県費が支出されたことになる。

については、設計書等を作成する時点において十分な検討を行う必要がある。

c リース期間満了後の物品の管理状況

「リース期間満了品の管理について」(平成9年2月14日付け 用度第199号)の通知によれば、リース期間満了後も引き続き使用する備品について、これらは実質的に備品化されており、管理の適正化を図るため、「リース期間満了物品管理簿」を作成することが示されているが、教育用コンピュータ42台について同管理簿が作成されていない。(鹿野高校)

ウ 寄附

(ア) 概要

寄附とは、県以外のものから無償で物品の提供を受けることをいう。寄附を受ける場合には、当該物品が事務または事業の用に供されること、かつ、維持管理の経費及び反対給付的負担の問題が生じないことなどを慎重に検討することが必要となる。

(イ) 寄附採納手続き

物品寄附申込書の提出 (それに代えて担当職員による申込調書の作成)



物品寄附採納決議書により決裁



書面による受納承諾通知及び物品の引渡し



備品管理簿等に登記、物品標示票を貼付

(ウ) 監査結果

寄附採納手続きに不備がある。

a 平成16年度卒業記念品としてテント等の寄贈を受けているが、物品規則第17条の物品寄附申込調書に検査済みの記載及び事務担当者の記名押印がなく、採納手続きが不備である。(下関工業高校)

b 図書の寄附を受けたが、図書原簿に「寄贈」と書いてあるのみであり、物品規則に従った寄附採納手続きが行われていない。(久賀高校)

エ 物品の現物管理

(ア) 概要

物品規則に従って備品を取得した時は、物品規則第57条により備品管理簿(学校の場合は備品カード)を備えて必要事項を登記する。また、備品の個別管理を徹底するために、物品規則第24条により備品に物品標示票を貼付するよう定めている。

保管については、物品規則第26条に、物品は県の施設において良好な状態で常に使用又は処分することができるように保管しなければならないことが定められている。

(イ) 監査手続

a 現物の管理状況を調査するために、現物の視察及び備品管理簿に基づき現物に貼付されている物品標示票の番号と照合し、現物の数量の有無をチェックした。

b 各施設における備品が有効に活用されているか、遊休備品の有無を確認した。

c 県費の購入支出の削減に繋がる保管転換の制度(物品規則第32条)及び備品バンク制度(要領)が有効活用されているか関係書類を閲覧し質問した。

(ウ) 監査結果

a 備品の現物管理が適切に実施されていないものがある。

(a) 物品標示票の貼付洩れ

指定物品である水力実験装置について、物品標示票が貼付されていないため、現物と備品カードとの照合ができなかった。(下関工業高校)

(b) 備品カードと物品標示票の記載が正しくないものがあった。

・ 備品カードと物品標示票の整理番号等が相違するもの(下関工業高校)

・ 備品の使用場所が変更になっているが、その変更が記載されていない。(山口高校)

(c) 往査した徳佐高校で現物確認をした際、現物が紛失していたものがあり、現物管理が適切に実施されていなかった。

・ 昭和30年取得の校長室の応接机一式

- ・ 昭和41年取得の会議室用机は備品カード上40台あるが、現物は19台しかなく、21台不明
 - ・ 職員室用の机は備品カードでは82台あるが、現物は48台で34台不明
 - ・ 音楽机は備品カード上22脚あるが、現物は20脚であり、2脚不明
- (d) 営繕工事として実施されたものに、物品に該当するものがあるのに、物品管理台帳への記載がないものがあつた。

営繕工事として実施しているAZS設置工事（25,725千円）は、船の設置備品であるが、現状では行政財産（漁業実習船）として公有財産台帳で管理されている。

財産管理上洩れがないようにするために、例えば漁業実習船という大きな括りの中に新規備品の設置等があつた場合は、備品として記載できるよう物品管理台帳の記載方法を検討すべきである。（水産高校）

(エ) 意見

a 備品等の金額基準の引き上げについて

物品規則第5条第2項第1号によれば、備品は平成10年4月1日以降、1個または1組当たりの取得価格が3万円以上（3万円未満のものを除く）のものと定義されているが、現行の基準では、数量が多く管理が十分行われていない状況である。したがって、備品等として扱う金額の基準を検討することが必要である。その計上基準は、総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A（平成17年8月最終改訂）によれば、1個または1組の金額が50万円以上（50万円未満の償却資産を、重要性の観点から貸借対照表に計上しない。）のものが考えられている。また、法人税法の規定では10万円以上となっており、これらの基準を参考に、例えば10万円以上に引き上げ、重点的に管理することや、職員の労働力を備品管理以外のその他の業務に向けることなど、効率化を検討すべきである。

b 実地棚卸制度の導入について

現状、物品規則第7条第2項において、「総務部長は必要があると認めるときは、課長及び廊長に対し、その所管する物品についてその状況に関する報告を求め、又は保管転換その他必要な措置を求めることができる」とのみ規定しているにすぎないが、備品カードの記入や物品標示票の貼付の処理に不備がみられ、現物管理の意識が乏しい状況である。

今後は備品の金額基準の引き上げを行うとともに（a記載）、適切に現物管理を行うために1年に1度は定期的に実地棚卸を実施するなどの方針や規定を明確にする必要がある。

オ 備品バンク制度の利用状況

(ア) 概要

備品バンクとは、備品のうち当該備品を所管する所属においては不用であるが、他の所属において再利用が図れる見込みのある備品を物品管理課に登録し、また、必要な備品の交付を受ける制度をいう。

これは、当事者間において物品の存在が明らかな場合、課長と廊長との間、課長相互間または廊長相互間において物品の所管を移す保管転換と同様に、新たに購入する費用の削減に繋がるものである。

(イ) 監査結果

備品バンクの登録洩れについて

有効活用される可能性につながるように備品バンクに登録すべきであるものが登録されていない。（水産高校）

水産高校に保管してあつた液体の分析機器「原子吸光装置」は、当校では不用であるが、農業高校の農業化学では、検定試験に機器の使い方の項目があり、使用可能であつた。教員が備品バンク制度を知らなかったことにより利用されていなかったが、備品の有効活用のために、備品バンク制度及び備品バンクの状況について教職員に対して定期的に情報提供し、周知する必要がある。

カ 物品の処分

(ア) 物品規則で処分にかかわる事務手続きの概要

a 不用の決定（物品規則第45条）

課長等は、その所管に属する物品のうち売り払いを目的とする物品以外の物品で区分換え、交付、保管転換、課長等からの返納によっても適切な処置ができないもの又は使用することができないものがあるときは、当該物品について不用の決定をしなければならない。

b 処分

処分の方法には、時価による売り払い（物品規則第46条）、譲与又は減額譲渡（物品規則第47条）、

廃棄（物品規則第48条）の3種類がある。

なお、フローを示せば以下のとおりである。

活用不能（適切な処理ができないもの、又は使用できないもの）



不用の決定（物品不用決定決議書による決裁 物品規則第45条）



処分決議（時価による売り払い、譲与又は減額譲渡、廃棄）



払出しの通知及び払出し（売払等契約締結伺書の回付、受領の記載、記名押印）

(イ) 監査手続

- a 処分の対象とする備品について、物品不用決定決議書による決裁がなされていることを確認した。
- b 廃棄された備品について、物品廃棄決議書による決裁がなされているか、また、廃棄に関して廃棄費用の契約の方法の妥当性、予定価格調書の添付の有無等を確認した。
- c 不用の決定の理由及び廃棄の理由の合理性を確認した。
- d 備品管理簿で廃棄の処理がなされていることを確認した。

(ウ) 監査結果

- a 現在使用されていない遊休備品が、保管転換や備品バンクへの登録等有効活用の機会を得るための方策や、物品規則に従った処理がなされず放置されているものは以下のとおりである。
 - (a) 平成6年度に取得した電子計算組織（パソコン約20台）は現在使用されておらず、1階倉庫の中に放置されている。（防府高校）
 - (b) 昭和47年度に取得した赤外線分析装置と昭和48年度に取得した光電分光光度計については、新しく代替品を購入したこともあり、また、故障もしているため、現在使用していない。さらに、平成3年度に取得した電子計算機は、40台のうち10台はC言語プログラミング用として使用中であるが、残り30台は使用せず、倉庫の中である。同じく、プリンター20台のうち15台も倉庫の中である。（徳山工業高校）
 - (c) 電子機器室にある空気調和装置は、昭和52年11月にコンピュータ室を冷却するために導入したが、現在故障中であり使用することはできない。修理するより購入するほうが安価であるということではあるが、予算の都合上、購入も行われていない。（下関工業高校）
 - (d) 昭和61年1月に取得した写真測量図化機（立体図を出力する写真機）については、長期間放置され、しかも埃を被っており再利用することはできない。（山口農業高校）
 - (e) POSシステム・文書広告作成装置27百万円のうち、19百万円の備品が、デジカメ等の新しい機種種の出現により新しい機種に対応できない状態になっている。（徳山商業高校）
- b ミシン10台を廃棄しているが、物品規則に基づく不用の決議はしたが、廃棄に関する手続きがなされていない。（水産高校）

(2) 理科薬品の管理状況について（指導課）

ア 監査対象の概要

県立高校においては、理科の実験等のため種々の薬品を保管している。薬品の中には、毒物・劇物に該当するものがあり、適切な管理が求められている。

そこで、これら薬品の取り扱いについては、山口県教育委員会により「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引」（平成7年10月）が作成され、購入、保管、薬品の取扱い、事故防止、廃棄処理等について具体的に説明がなされている。この「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引」は、以後必要に応じて一部改訂され、県立高校に通知がされている。

イ 監査手続

理科薬品について、購入から保管、使用及び点検について上記手引に基づいて管理が行われているか検証した。具体的には、主に「薬品保管使用簿」と薬品を実際に使用したときに記入する「薬品使用票」との照合及びそれぞれの記載状況の把握、薬品の保管状況の視察、「薬品保管使用簿」の「現在量」と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを一部抽出した。

（参考）「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引」（平成7年10月 山口県教育委員会）より抜粋

2 薬品保管使用簿

(2) 薬品保管使用簿

薬品保管使用簿には、購入時に薬品名、購入年月日、法令区分（毒物、劇物及び危険物とそれら以外の普通物の区別）、保管場所、保管量等を記載する。使用した場合には、使用年月日、使用数量、使用目的、取扱者、現在保管量等を記載しておく。また、この薬品保管使用簿は、3年以上保存しておく。

(4) 点検

ア 点検

管理責任者を中心に、理科薬品の適正な管理のために必要な点検項目を定めた点検票を作成し、定期的（学期に一度）に点検を行う。

特に薬品の点検は薬品保管使用簿により行い、不明薬品や不用薬品については、学校薬剤師に相談するなどして適切に廃棄を行う。

イ 改善及び点検票の保管

前述アの点検を行ったときは学校長に報告し、点検により不備が見つかった場合は、早急に改善を図る。また、その改善・対処方法及び完了年月日も点検票に記録し、3年間は保管しておく。

ウ 監査結果

(ア) 「薬品使用票」について、保管場所、使用者、使用目的、使用前（風袋込g）、使用量（風袋込g）、使用后（風袋込g）を記入する様式になっているが、各項目の記載が適切に行われていない、あるいは記載を行っていない学校が8校中3校あった。

(イ) 理科薬品の点検について

a 毎年11月に健康福祉部薬務課長からの依頼に基づき指導課長名で県立高校に対し依頼している点検がある。（「毒物劇物危険防止対策総点検の実施について（依頼）」）この点検では、いずれの高校も定められた点検票を作成し指導課へ送付している。この点検票では、いずれの高校も、全ての点検項目について良好と報告されている。

これに対して、学期に1回の点検では、点検時に点検票を作成し校長へ報告することとなっているにもかかわらず、点検票を作成していた高校はなかった。

b 点検時には、薬品保管使用簿に残量点検の記載を行うこととなっている。この記載状況について、学期ごとに適切に記載がされていない高校は、8校中3校あり、中には一部の薬品庫について残量点検の記載がまったくない学校があった。

したがって、残量点検が励行されているか確認できない、あるいは全て実施されていない状況がある。例えば、山口農業高校では、点検の実施状況について、点検が年1回、実習担当者が使用しないものについては点検を行っていない、使用するものについては使用時に残量を確認するのみという説明があった。

残量点検の確実な実施及びその結果の薬品保管使用簿への記載を必ず行うことが重要である。

c 薬品保管使用簿と現物との照合を行った結果、差異のあった高校は次のとおりである。

高校名	薬品名	帳簿(g)	現物(g)
防府高校	硫酸	2,390	2,710
	フェーリングI液	1,120	3,608
山口農業高校	ジェットVPくん蒸剤	700	400
	エストックス乳剤	225.7	0
	アグロスリン水和剤	0	500
久賀高校	ナトリウム	1,556.2	1,546.7 (未記帳分除き6.6g不明)
	四塩化炭素	774.3	770.0 (4.3g不明)
岩国総合高校	毒物劇物取締法の対象となる希釈硫酸4モル/リットルについては、毒物劇物の認識をもつての管理がされていなかった。		

また、特に山口農業高校では、平成16年度に行われた「不用な毒物・劇物の廃棄希望調査について

(依頼)」(平成16年12月1日付け 平16教指第10192号)で指導課に「廃棄を希望する毒物・劇物の一覧」を提出しているが、この一覧記載の20品(水銀、酸化第二水銀、亜砒酸、硫酸ニコチン等)が全て簿外となっている。現担当者の引継ぎ前から帳簿外で現品があったことから、今回の廃棄希望調査を機に廃棄処分を行おうとしたものと説明を受けている。毒物・劇物を含む薬品が帳簿外で存在していることは問題がある。

薬品保管使用簿に記載されている薬品の実在性のほかに、薬品保管使用簿に記載されていない薬品があれば、薬品保管使用簿を作成することが必要である。(実在性と網羅性)

(ウ) 不用薬品の管理

上記cも含め、不用な薬品が多くみられる。このような状況は、指導課も平成16年度の調査により把握しているが、不用な薬品の廃棄を希望する高校は39校あり、そのうち指導課で廃棄の対象としたのは6校のみとなっている。6校のみの廃棄となったのは予算上の制約があるためということで、平成17年度、あらためて、すべての県立高校に調査を実施し、不用薬品の廃棄を行い、平成18年度からは従来どおり、県立高校で廃棄の処理を行うことになっている。

往査した高校では、不用薬品が残っている学校が多くみられ、また、毒物・劇物という性格上及び前述の薬品の管理状況からすれば、予算の制約はあっても、事故防止の観点から不用薬品の廃棄を優先させることが重要と考えられる。

なお、廃棄に当たっては物品規則第45条の不用決定の決裁を受けることが必要である。

(エ) 長期未使用薬品の管理

県立高校で保管されている毒物・劇物の中には、長期間使用されていない薬品が多くみられた。教育上、生徒に現物を見せるために置いているとの説明もあったが、定期的に未使用の薬品の状況を調査し、その必要性を検討し、承認を受けることなどの制度化も必要である。

(オ) 毒物・劇物の保管方法について

a 防府高校において、薬品庫の鍵を保管するキーボックスが薬品の棚に取り付けられている。鍵は、別の場所に保管することが必要である。

b 徳山工業高校では、毒物・劇物の薬品が収納されている状態がガラスのため、外からみることができた。薬品収納庫は堅固な構造及び材質で作られたものを用い、薬品が外から見えないようにすることが「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引」に定められているが守られていない。

5 学校図書館(指導課)

(1) 概要

学校図書館は、学校図書館法第2条において「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」と定義されている。

学校図書館は、学校図書館法第1条で規定されているとおり、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、その重要性から、指導課においても蔵書の整備を図るべく「学校図書館の蔵書の整備について」(平成16年7月29日付け 教指第782号)により、各県立学校に通知を行っているところである。

(2) 監査結果

ア 学校図書館の面積について

学校図書館の面積について、県では平成15年度に施設保全の効率性を考慮した主要諸室の基礎面積表を学級規模別に作成しており、その項目の一つとして図書室は、207㎡という面積を示している。しかし、この基礎面積表については施設建設における望ましいスペースの指標ではなく、建設費の試算及び建設後の保全業務に係る目安の面積という趣旨である。

したがって、この面積について拘束力はなく、実際に整備する面積は、学級規模、使用形態、書籍のボリューム等を考慮して、学校側と協議の上、高校ごとに決定している。県としては、学校図書館を整備するに当たり、適切な面積となる基準を定めていない。

そこで、県立高校における学校図書館の面積について、状況を把握するための一つの指標として、社団法人全国学校図書館協議会が制定している「全国学校図書館協議会学校図書館施設基準」に定める規模別各スペースの最低面積の合計と比較を行った。「全国学校図書館協議会学校図書館施設基準」においては、学級数に基づき基準を定めている。なお、学校図書館のスペースとして、学習読書視聴、配架、スタッフ、教員研究、保存取納、コンピュータ、受付等があるがスペースごとの比較は行っていない。

次表の県立高校別の学校図書館の面積は、教育政策課にて平面図を基に算出したものである。

(単位：m²)

学 校 名	学級数	①面積合計	②最低面積	①÷② 充足率	備 考
安下庄高校	6	168.03	450	37.3%	
久賀高校	6	200.33	450	44.5%	
岩国高校	23	316.19	895	35.3%	
岩国総合高校	12	240.00	535	44.9%	
岩国商業高校	12	248.04	535	46.4%	
・東分校(定時制)	3	56.01	380	14.7%	学級数は昼間部
岩国工業高校	13	275.52	630	43.7%	
坂上高校	6	122.37	450	27.2%	
広瀬高校	6	115.27	450	25.6%	
高森(みどり)高校	10	143.34	535	26.8%	
柳井高校	15	266.39	630	42.3%	
柳井商業高校	9	202.50	535	37.9%	
柳井工業高校	6	202.23	450	44.9%	
熊毛南高校	11	173.28	535	32.4%	
・上関分校	3	171.71	380	45.2%	
田布施農業高校	9	211.20	535	39.5%	
・大島分校	3	97.43	380	25.6%	
田布施工業高校	6	121.50	450	27.0%	
光高校	16	217.26	700	31.0%	
光丘高校	12	243.89	535	45.6%	
熊毛北高校	6	162.00	450	36.0%	
下松高校	15	233.16	630	37.0%	
華陵高校	11	174.37	535	32.6%	
下松工業高校	12	164.25	535	30.7%	
徳山高校	24	312.38	895	34.9%	
徳山北高校	6	171.77	450	38.2%	
徳山商業高校	9	179.46	535	33.5%	
徳山工業高校	9	205.50	535	38.4%	
鹿野高校	4	166.86	380	43.9%	
新南陽高校	16	243.29	700	34.8%	
南陽工業高校	11	167.18	535	31.2%	
佐波高校	6	161.40	450	35.9%	
防府高校	27	355.64	950	37.4%	
防府西高校	19	239.48	785	30.5%	
防府商業高校	12	177.60	535	33.2%	
山口高校	28	384.75	1,015	37.9%	
山口中央高校	17	238.37	700	34.1%	
西京高校	22	355.15	895	39.7%	
山口農業高校	14	254.67	630	40.4%	
宇部高校	24	393.15	895	43.9%	
宇部中央高校	17	208.77	700	29.8%	
宇部西高校	16	164.25	700	23.5%	
宇部商業高校	12	210.17	535	39.3%	
宇部工業高校	15	253.64	630	40.3%	
小野田高校	14	184.73	630	29.3%	
小野田工業高校	11	208.37	535	38.9%	

厚狭高校（南校舎）	15	128.51	630	50.1%	
厚狭高校（北校舎）		186.86			
美祢高校	6	201.92	450	44.9%	
大嶺高校	6	222.66	450	49.5%	
美祢工業高校	6	184.57	450	41.0%	
田部高校	7	141.75	535	26.5%	
西市高校	6	161.10	450	35.8%	
豊浦高校	18	257.64	700	36.8%	
長府高校	16	236.53	700	33.8%	
下関西高校	20	508.23	785	64.7%	
下関南高校	15	209.40	630	33.2%	
下関第一（中等）高校	9	257.64	535	48.2%	
下関中央工業高校	14	148.80	630	23.6%	
下関工業高校	15	218.25	630	34.6%	
響高校	8	144.00	535	26.9%	
豊北高校	6	172.14	450	38.3%	
日置農業高校	6	214.32	450	47.6%	
大津高校	12	251.54	535	47.0%	
水産高校	10	216.61	535	40.5%	
萩高校	17	224.85	700	32.1%	
萩商業高校	9	188.48	535	35.2%	
萩工業高校	9	196.00	535	36.6%	
徳佐高校	6	167.81	450	37.3%	
・高保分校	3	87.66	380	23.1%	
奈古高校	6	95.60	450	21.2%	
・須佐分校	3	120.69	380	31.8%	
合計	812	14,906.41	40,715	36.6%	

注 学級数には定時制（昼間部は除く）・通信制は含まない。

上表をみると、充足率は県立高校によりかなりバラツキがあることが分かる。充足率の一番高いのは、下関西高校の64.7%であり、分校を除き一番低いのは奈古高校の21.2%である。

イ 学校図書館の蔵書について

学校図書館の標準となる蔵書冊数については、小・中学校に関しては公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年に文部省によって「学校図書館図書標準」が定められている。しかし、高校に関しては、文部科学省では標準を定めておらず、県においても何ら基準となる指標は定めていない。

以下の表において、県立高校における学校図書館の蔵書についての状況を把握するための一つの指標として、社団法人全国学校図書館協議会が制定している「学校図書館メディア基準」（平成12年3月21日）に定める蔵書最低基準冊数と比較を行った。「学校図書館メディア基準」においては、学級数及び生徒数に基づき基準を定めている。

学 校 名	学級数	生徒数	①蔵書冊数	②最低標準冊数	①÷② 充足率	備 考
安下庄高校	6	207	24,637	29,035	84.9%	
久賀高校	6	202	16,246	29,010	56.0%	
岩国高校	23	914	27,257	43,870	62.1%	
岩国総合高校	12	471	16,822	35,455	47.4%	
岩国商業高校	12	457	19,825	35,385	56.0%	
岩国工業高校	13	504	7,586	36,320	20.9%	
坂上高校	6	116	9,779	28,580	34.2%	
広瀬高校	6	99	11,202	28,495	39.3%	

高森（みどり）高校	10	372	16,979	33,360	50.9%
柳井高校	15	571	23,639	38,055	62.1%
柳井商業高校	9	353	15,188	32,465	46.8%
柳井工業高校	6	232	9,276	29,160	31.8%
熊本南高校・上関分校	14	488	20,604	36,940	55.8%
田布施農業高校・大島分校	12	379	14,781	34,995	42.2%
田布施工業高校	6	238	10,385	29,190	35.6%
光高校	16	635	17,013	38,975	43.7%
光丘高校	12	472	15,771	35,460	44.5%
熊本北高校	6	234	13,711	29,170	47.0%
下松高校	15	598	27,778	38,190	72.7%
華陵高校	11	432	10,338	34,460	30.0%
下松工業高校	12	471	16,018	35,455	45.2%
徳山高校	24	953	23,275	44,465	52.3%
徳山北高校	6	218	10,014	29,090	34.4%
徳山商業高校	9	358	14,438	32,490	44.4%
徳山工業高校	9	353	14,018	32,465	43.2%
鹿野高校	4	72	9,364	26,360	35.5%
新南陽高校	16	629	14,792	38,945	38.0%
南陽工業高校	11	432	13,410	34,460	38.9%
佐波高校	6	165	12,215	28,825	42.4%
防府高校	27	1082	27,041	46,010	58.8%
防府西高校	19	737	16,726	41,185	40.6%
防府商業高校	12	476	17,375	35,480	49.0%
山口高校	28	1109	42,747	46,345	92.2%
山口中央高校	17	683	32,211	39,815	80.9%
西京高校	22	880	13,119	43,300	30.3%
山口農業高校	14	535	17,181	37,175	46.2%
宇部高校	24	965	31,214	44,525	70.1%
宇部中央高校	17	676	11,660	39,780	29.3%
宇部西高校	16	630	9,354	38,950	24.0%
宇部商業高校	12	466	10,260	35,430	29.0%
宇部工業高校	15	591	14,137	38,155	37.1%
小野田高校	14	514	11,307	37,070	30.5%
小野田工業高校	11	428	16,343	34,440	47.5%
厚狭高校	15	584	27,666	38,120	72.6%
美祢高校	6	207	18,596	29,035	64.0%
大嶺高校	6	188	16,279	28,940	56.3%
美祢工業高校	6	233	14,887	29,165	51.0%
田部高校	7	276	14,896	30,280	49.2%
西市高校	6	217	15,801	29,085	54.3%
豊浦高校	18	718	22,425	40,590	55.2%
長府高校	16	630	21,538	38,950	55.3%
下関西高校	20	797	36,274	41,985	86.4%
下関南高校	15	596	27,386	38,180	71.7%
下関第一（中等）高校	9	352	13,141	32,460	40.5%
下関中央工業高校	14	506	22,145	37,030	59.8%
下関工業高校	15	592	18,277	38,160	47.9%
響高校	8	312	10,665	31,360	34.0%

豊北高校	6	239	17,658	29,195	60.5%
日置農業高校	6	231	10,951	29,155	37.6%
大津高校	12	474	21,426	35,470	60.4%
水産高校	10	177	9,570	32,385	29.6%
萩高校	17	675	35,603	39,775	89.5%
萩商業高校	9	329	15,730	32,345	48.6%
萩工業高校	9	327	17,885	32,335	55.3%
徳佐高校・高俣分校	9	176	18,236	31,580	57.7%
奈古高校・須佐分校	9	255	15,918	31,975	49.8%
合計	809	30,488	1,169,989	2,314,340	50.6%

注 学級数には定時制・通信制は含まない。

当該最低基準冊数に対する蔵書冊数の充足率についても、県立高校によりかなり差が大きく、最高は山口高校の92.2%、最低は岩国工業高校の20.9%となっている。特に岩国工業高校は学級数、生徒数からみて、他の高校と比較し、著しく冊数が少ない。参考までに、平成15年度末の数値であるが、文部科学省が行った学校図書館の現状に関する調査結果では、公立高校1校当たりの蔵書冊数は20,954冊（3,981校）である。

面積のみならず蔵書冊数についても、高校により図書環境にかなり差があり、教育機会均等の観点から公平性が保たれていない状況がある。

また、指導課では、学校図書館の蔵書の整備を行っているところであるが、高校毎に教育上の重点が異なること、農業、工業、商業等教育課程の違いがあるため、蔵書冊数、分類の割合については高校の判断を尊重しているとのことであるが、指針となる蔵書冊数等を定めていないことから、学校図書館の蔵書の整備を行うに当たり県立高校によって対応に温度差が生じる恐れもある。したがって、何らかの指針となるものが必要ではないか、指針を定めることによって、より効率的、有効的に整備を行うことができるのではないかと考えられる。

学校図書館は、学校図書館法にも規定されているとおり、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、対応が望まれる。

さらに、学校図書館の蔵書が有効に利用されているかを判断するための一つの数値として書籍の貸出冊数があるが、平成16年度の貸出冊数について、把握されていない高校が、すべての高校中8校あり、また、貸出冊数全体は把握しているが分類別には把握されていない高校が7校ある。図書費の有効性を判断するためにも貸出状況の把握は必要ではないかと考える。

ウ 学校図書館の蔵書の管理ソフトの現状

学校図書館の蔵書のデータベース化については、平成14年度に教職員課より学校図書館情報のデータベース化の依頼が行われている。データベース化に当たっては、県立高校の方針によっており、管理ソフトも県立高校によって異なっている。（教職員課から県立高校に行った「平成14年度楽しい学校図書館充実推進事業の実施について」（平成14年9月19日付け 事務連絡）において、「データ入力に使用するコンピュータソフトについては、各高校に整備されているエクセル等の既存のソフトでお願いします。」とされている。）

実際に使用されている管理ソフトとしては、EXCEL、ACCESS、WIN 書庫、らくらく図書館、図書丸、桐、DBpro 等がある。また、管理ソフトを導入していない高校もある。

(3) 意見

管理ソフトの統一化及びネットワーク化について

蔵書の管理には、手書きの図書原簿も使用されているが、多量の情報を定型的に取扱い、整理するには管理ソフトを用いることがより効率的であると考えられる。その際、各校の管理ソフトを統一することで、必要な情報の確保及び入手できる情報の標準化を図り、また、貸出・返却・廃棄・寄贈等の事務処理も標準化され効率的に行え、生徒のニーズに応じた蔵書の整備に必要な情報を得ることができるのではないかと考えられる。

さらに、管理ソフトの統一化を行い、蔵書のデータについて学校図書館間でもネットワーク化を行うことができれば、他校とも図書情報を共有し連携を図ることができるのではないかと考えられる。

そのようなネットワーク化が行われれば、現在山口県立山口図書館で進めている図書館ネットワークシステムと連携することにより、下記の学校図書館法第4条第1項1号、5号及び第2項に沿った運営がより効率的にできるのではないかと考えられる。

(学校図書館法)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

1. 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 3. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 4. 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 5. 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

6 授業料等の収入

(1) 授業料（教職員課）

ア 授業料の徴収

(ア) 概要

授業料の徴収方法については、全日制はすでに口座振替になっており、定時制は平成17年度から口座振替に切り替えられている。監査日現在（平成17年8月）の現金収納は2割くらいになっているということである。

授業料の未納金に対する徴収手続は、会計規則第209条に「知事は、債務者が指定された納期限までに債務を履行しない場合においては、当該債務の納期限後20日以内に督促状を発送する」旨定めている。また、山口県立学校学則基準第32条第2項は、「校長は、正当な事由がなく授業料を納付しない生徒に対しては、出席を停止し、又は除籍することがある」旨定めている。

(イ) 監査手続

- ・ 授業料の徴収について、授業料徴収状況調の生徒数と学校要覧の生徒数の照合、及び調定表と歳入決算額調との照合を行った。
- ・ 授業料の未納金に対する回収手続について、関係資料を閲覧し、質問した。

(ウ) 監査結果

a 過去5年間の授業料未納の推移は次のとおりである。

		各年度末未納状況	平成16年度末	
			未 納 額	未 納 者 数
平成12年度	全日制	584,400円	0円	0人
	定時制	0	0	0
	専攻科	0	0	0
	合計	584,400	0	0
平成13年度	全日制	891,520	135,000	6
	定時制	9,900	9,900	1
	専攻科	0	0	0
	合計	901,420	144,900	7
平成14年度	全日制	1,503,900	441,600	5
	定時制	9,900	9,000	2
	専攻科	0	0	0
	合計	1,513,800	450,600	7
平成15年度	全日制	2,460,100	778,200	16
	定時制	0	0	0
	専攻科	0	0	0
	合計	2,460,100	778,200	16
平成16年度	全日制	3,006,450	3,006,450	49
	定時制	18,900	18,900	2
	専攻科	0	0	0
	合計	3,025,350	3,025,350	51
計			4,399,050	81

b 往査した県立高校で授業料の徴収に係る指摘事項は次のとおりである。

(a) 授業料の督促について

授業料の未納金に対する徴収手続については、運用ルールを文書化したものはないが、基本的に、銀行から送付される「授業料等口座振替領収済通知書明細表」の「収納日」の欄が空欄で未落ちの事実を把握したら、保護者に対して、学校独自で作成した「授業料等の納入について」のお願いの文書を発送している。なお、長期未納者については、電話連絡、家庭訪問等を行っている。

平成16年度末における授業料の未納はない。

授業料の督促については、実務慣行として行うのではなく、会計規則を織り込んだマニュアルを作成し、正しくかつ効率的に行う必要がある。(山口農業高校)

(b) 授業料の未納金に対する回収手続について、慣行として、月2回の振替がされなかった場合に、銀行からくる未納の通知に基づいて「督促状」を発送している。平成16年度末における授業料の未納はない。

会計規則第209条の規定があるが、督促処理の方法に詳細なマニュアルはない。授業料の督促処理を実務慣行として行うのではなく、マニュアルを作成し、効率的に行う必要がある。(下関工業高校)

(c) 平成16年度末で、岩国総合高校では213,900円、宇部西高校では739,900円の未納金が残高となっている。個々に回収努力が行われていることは、滞納金管理簿から判断できるが、滞納が長期にわたっており、未納金の管理方法を明確化する必要がある。

(エ) 意見

未納者への督促等の状況について

現状の県の未納者への督促等の状況は、山口県知事名による督促では父兄に与える影響や、また、私費会計については督促できないということで、会計規則上の扱いは異なり、授業料等未納のお知らせの送付をもって督促するという緩やかな対応となっている。

しかし、上記未納状況表のとおり、平成16年度においては未納者は増加傾向にあり、未納者減少対策として、会計規則に従った運用を検討すべきである。

その後、未納者について速やかに家庭の状況等実態調査の上、授業料減免基準に該当する場合であれば保護者等を指導し、減免申請漏れのないように配慮するという運用方針を実施すべきである。

また、授業料未納に伴う山口県立学校学則基準第32条第2項の規定による出席停止や除籍については、各高等学校の校長の判断とされているが、生徒に極めて重大な影響を及ぼすということから、基準を適用するかどうかの際に未納期間等具体的な基準は県としては定めていないということである。しかし、県立高校の生徒全員に公平に前述の基準を適用するという観点から、一定の未納期間が発生した場合に適用するなどの具体的な基準を、県として定める必要がある。

イ 授業料の減免

(ア) 概要

授業料の減免は、経済的な理由により、就学が困難な生徒について、その授業料の全額または半額を軽減し、学校教育を受けるに当たっての学費負担を軽くするために行われているものである。(「山口県使用料手数料条例」、「山口県使用料手数料条例施行規則」、「県立高等学校授業料の減免に関する取扱要綱」)

この制度の利用対象者及び減免額については、生活保護受給者に対しては全額免除、市町村民税所得割額が10,000円以下の世帯(定時制にあっては30,000円以下の世帯)に対しては半額、失業、倒産等又は生徒が交通遺児等であって学資を負担することが困難と認められる者に対しては全額又は半額が免除される。

減免の認定については、生活保護受給者に対する減免は県立高校の校長により認定され、それ以外の減免は本庁で認定される。

(イ) 監査手続

- ・ 授業料減免について、授業料減免申請書、授業料還付申請書、所得証明書及び意見書等を閲覧し、質問した。
- ・ 生活保護以外の減免について、教育委員会から県立高校への通知書等認定関係の資料を閲覧し、質問した。

(ロ) 監査結果

a 過去5年間における授業料の減免の状況及び授業料減免の金額と事由は次のとおりである。

授業料減免の状況（平成12年度～平成16年度）

年 度		決定件数 (A)	在籍生徒数 (B)	減免率 (A/B)
12 年 度	全日制	2,251件	35,610人	6.32%
	定時制	50件	786人	6.36%
	専攻科	3件	17人	17.65%
	合計	2,304件	36,413人	6.33%
13 年 度	全日制	2,285件	34,676人	6.59%
	定時制	66件	818人	8.07%
	専攻科	2件	16人	12.50%
	合計	2,353件	35,510人	6.63%
14 年 度	全日制	2,449件	33,278人	7.36%
	定時制	96件	807人	11.90%
	専攻科	1件	12人	8.33%
	合計	2,546件	34,097人	7.47%
15 年 度	全日制	2,668件	31,879人	8.37%
	定時制	108件	763人	14.15%
	専攻科	0件	9人	0.00%
	合計	2,546件	32,651人	8.50%
16 年 度	全日制	2,895件	30,476人	9.50%
	定時制	135件	760人	17.76%
	専攻科	0件	12人	0%
	合計	3,030件	31,248人	9.70%

授業料減免（減免事由別）

	減免金額	減免事由						計
		生活保護	所得割 (非課税)	所得割 (少額納付)	交通遺児	り災・ 倒産等		
		円	人	人	人	人	人	
平成 12 年 度	全日制	217,965,900	141	1,573	302	19	216	2,251
	定時制	510,300	18	30	0	0	2	50
	専攻科	338,400	0	2	0	0	1	3
	合計	218,814,600	159	1,605	302	19	219	2,304
平成 13 年 度	全日制	224,071,200	124	1,644	273	22	222	2,285
	定時制	682,200	21	38	1		6	66
	専攻科	225,600	0		2			2
	合計	224,979,000	145	1,682	276	22	228	2,353
平成 14 年 度	全日制	231,711,000	115	1,816	317	15	186	2,449
	定時制	751,500	22	53	9	0	12	96
	専攻科	112,800	0	1	0	0	0	1
	合計	232,575,300	137	1,870	326	15	198	2,546
平成 15 年 度	全日制	270,609,450	115	2,043	316	12	182	2,668
	定時制	1,061,100	25	70	12	0	1	108
	専攻科	0	0	0	0	0	0	0
	合計	271,670,550	140	2,113	328	12	183	2,776
平成 16 年 度	全日制	281,290,950	133	2,188	332	7	235	2,895
	定時制	1,078,200	28	87	15	0	5	135
	専攻科	0	0	0	0	0	0	0
	合計	282,369,150	161	2,275	347	7	240	3,030

授業料減免の状況は、未納の増加と同じく増加傾向にある。事由別では交通遺児を除いて、生活保護、所得割、り災・倒産等、特に目立って増加したものはなく、同じように増加している。

減免手続については、公平に運用されているかを中心に検証した結果、手続面では下記の点を除き問題となる事項は認められなかった。

b 減免に関する取扱要綱では、生活困難世帯の場合の地方税法の基準による減免に、多額の資産がある

場合を除くとあるが、減免申請書にはその事実の記載が明確になされていない。

減免が適用除外になるかどうかチェックを適切に行うことが可能となるように、取扱要綱に従って、資産の状況について減免申請書に記載することを遵守する必要がある。(往査した高校の共通事項)

c 授業料減免にかかる申請書等の資料は、控を取らずに教職員課に送付されていたため、書類を閲覧することができなかった。

今後、申請書類の控は高校においても保存し、整備する必要がある。(徳佐高校)

(2) 実習産物収入(教職員課)

ア 概要

実習産物収入とは、授業実習において産物が発生した場合の売払収入であり、その処理は、物品規則に基づいて行うことが求められる。

同規則によれば、物品を生産したときは、「生産品処理調書」により校長に報告し、校長は生産した産物を時価により売り払うことを要し、「物品売払決議書」又は「生産品処理調書」により決裁を行う。その後、「物品売払契約締結何書」により、売払契約についての決裁手続を行う。

なお、平成16年度の実習産物収入は7高校で116,262千円(実習船20,849千円を含む。)あり、往査した学校のうち、次の4校で監査を実施した。

山口農業高校	30,137千円
水産高校	23,218千円(うち 実習船20,849千円)
宇部西高校	5,644千円
徳佐高校	7,294千円

イ 監査手続

実習産物収入について、物品規則に従って処理が行われているか、関係資料を閲覧し、担当者に質問した。

ウ 監査結果

物品規則に従って処理されており、問題となる事項は認められないが、下記の点につき生産物の網羅性の観点から検討を要する。

生産物の受払数量について、受入れは、払出しと同時にすることとしているが、販売した数量を生産物として受入れしており、実際の生産された数量が全て販売されたか確認できないので、実際の生産数量の受払いについて検討すべきである。(宇部西高校)

7 学校徴収金等(私費会計)

(1) 学校徴収金について(教職員課)

ア 学校徴収金の概要

学校徴収金とは学校での教育活動のために生徒の保護者から集められた徴収金で、授業料等の県費ではないものをいう。

この学校徴収金会計の範囲は学校により異なるが、学年会計、実習費、進路指導費、模擬試験、生徒会会計、部費会計等がある。

イ 監査手続

教職員課が、県立高校に私費会計の事務執行体制等の自主点検結果の報告を求めていたので、その報告書を基に、山口高校他5校で、学校徴収金の出納簿を閲覧し、担当者へ徴収から管理方法までについて質問した。他の高校分は、事務執行体制の点検結果等についての報告書の控を入手し、管理状況について検討した。

ウ 監査結果

(ア) 学校徴収金に係る保護者への報告

学年会計は比較的報告がされているが、進路指導費、模擬試験、部費会計は報告がない高校が多く、保護者への説明責任を果たす意味において会計報告を徹底する必要がある。

(イ) 現金を一人の担当者が徴収、管理していることがあり、しかも担当者が長期間同一人である場合もあり、内部統制機能が果たされていない点が問題である。複数のチェック体制や、定期的に担当者を交代すること、また、年度末には管理者による出納状況の確認が必要である。

(ウ) 学校徴収金を現金で管理しており、通帳管理になっていない場合がある。現金で保有する期間は短くし、可能な限り通帳を作成し、管理する必要がある。

(エ) 現状では(ア)から(ウ)のような問題があり、学校徴収金の管理体制は十分ではないが、この現状に対して教

職員課は、平成17年3月に保護者等徴収金マニュアルの参考例を示し、県立高校で作成するよう指示している。

マニュアル参考例では、徴収、管理、会計報告・決算に分けている。徴収では、徴収内訳を示し、徴収金の受領に際しては、領収書等を交付すること。管理では、銀行等の通帳を必ず作成し、現金の保管はしないこととし、必ず副担当を選任して複数による会計処理を行うこと。会計報告・決算では、学校長への決算報告とともに保護者等にも決算報告を行うことなどが示されており、統一的な事務処理基準の策定を目指している。

県立高校は、このマニュアル参考例に基づいて、早急に学校独自のものを作成し、そのマニュアルに基づいて学校徴収金の徴収・管理・執行を適切に行い、保護者への説明責任を十分に果たすべきである。

この学校徴収金に関連して、業者テスト（模擬試験）と調査書の収入についての指摘事項は項目を改めて記載する。

また、給食費会計（私費）については、定時制高校における学校給食の箇所にて記載する。

(2) 業者テスト（模擬試験）について（教職員課）

ア 概要

県立高校と業者が契約を結び実施するテストであり、授業中に実施するものと、学校の休日（土曜、日曜日等）に実施するものがあり、前者を校内模試、後者を校外模試と称している。

往査した山口高校、防府高校で業者テストに関して聞き取り調査した概要は次のとおりである。

(ア) 業者テスト計画の立案者、計画承認の決裁者

立案者 高校の進路部 承認の決裁者 校長

(イ) 業者との契約者、契約書の有無

契約者 P T A 契約書 無

(ウ) 契約方法 随意契約

(エ) 随意契約の場合の業者選定理由

問題の難易度、採点方法等、模擬試験業者それぞれの特色を考慮して業者を選定

(オ) 受験料は業者が定める

(カ) 業者テスト実施に際して、業者、学校、及び教職員が行う業務

業者が行う業務 問題作成、採点、結果分析

学校が行う業務 会場の提供

教職員が行う業務 試験監督

(キ) 監督料

山口高校 1,100円/時

防府高校 1,500円/時

いずれの校内模試も、監督料の支給はしない。

平成16年度中に、県立高校で実施された模試の状況は次のとおりである。（県の集計データによる）

実施校数 61校（県立高校66校のうち）

実施回数	受験者総数 (延人数)	教職員総動員 数(延人数)	平成15年度か らの繰越金	受験料として 徴収した総額	業者へ支払い をした金額	監督料として支 払いをした金額	その他の経費	平成17年度 への繰越金
1,321回 (うち校外模試1,112回)	116,837人	4,946人	23,923千円	303,278千円	269,601千円	17,522千円	16,542千円	23,537千円

イ 監査結果

(ア) 校外模試については、教職員が試験監督を行っているが、その業務に対して監督料の支払いがなされている。

職員が監督料（報酬）を受け取る場合の手続として、地公法第38条及び山口県立学校職員服務規程第20条では、営利企業等の事業又は事務に従事しようとするときは、兼職・兼業許可申請書を教育委員会に出して、その許可を受けなければならないとされているが、現状では許可を受けて実施していない。

(イ) 業者テストについては、模試実施の業者との契約主体はほとんどがP T Aとなっている。国税の見解ではP T Aの収益事業として位置づけており、P T Aは法人税の申告をしている。（法人税の申告をしていないP T Aも散見される。）

P T Aの希望により実施される業者テストのうち、校外模試で県立高校を使用する場合、財産規則第30条によれば、行政財産の使用許可を得ることが必要であるが、許可を受けずに使用している。

(ウ) 行政財産の使用許可を受けて使用するものは、管理経費（電気、ガス、上下水道、清掃代等、使用者の受益対象経費すべて）を負担すべきことが、「行政財産使用許可に係る管理経費（光熱水費等）の徴収について」（平成16年8月6日付け 教政第446号）の通知に示されているが、現状は徴収していないので、通知に従って徴収することを検討する必要がある。

(3) 調査書収入（教職員課）

ア 概要

調査書とは、各大学が大学受験者に対して入学者選抜の資料とするために、出身高校に作成を依頼し、提出させるものである。

高校の調査書は、ホームルーム担当教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の議を経て高等学校長が作成し、その責任において大学に提出されるものである。

イ 監査結果

(ア) 調査書収入は私費会計として処理している。往査した下関工業高校では、現金管理が適切に行われているか、現金出納帳、普通預金通帳を通査し、正しく処理されていた。

(イ) この調査書の1件当たりの単価について、私費会計の事務執行体制の自主点検結果報告書を通査し、調査した結果、平成16年度の徴収していた高校は次のとおりである。

学 校 名	徴収額	単価	徴 収 状 況
岩国高校	107,200円	200円	卒業生のみから徴収
徳山高校	90,900円	100円	卒業生のみから徴収
宇部高校	246,600円	200円	卒業生のみから徴収
下関西高校	209,300円	200円	卒業生のみから徴収
下関工業高校	14,950円	650円	卒業生のみから徴収
奈古高校	400円	200円	卒業生のみから徴収

ウ 意見

この調査書収入は、法第227条に規定する特定の者のためにする事務（一個人の要求に基づき主としてその者の利益のため行う事務）に該当するのではないかと思われ、手数料として県の歳入に受入れすることができないのか検討すべきである。

(4) 教育実習について（教職員課）

教育実習について大学等から謝金を収受する場合と収受しないで実施する場合があるということで、教育実習の実施内容について監査した。

ア 実施の概要

(ア) 意義

教育実習とは、大学等の学生が教職課程を履修し、学校教育の実際を経験し、教師の仕事を見習う活動である。中学校と高等学校の教員免許状を取得するためには、教育実習を必修単位として履修しなければならないので、受入れをした県立高校では2週間の教育実習を実施している。教育実習の受入は法令や国の通知に基づくものではなく、また、教育委員会の事業として位置づけされたものではなく、大学等から県立高校へ教育実習生の受入れについて依頼があった場合、県立高校の校長の判断により受入れするかどうか検討し、実施されているものである。

(イ) 平成16年度の実習生受入れの状況

大学種別の教育実習生の受入校数及び人数（単位：校、人）

	大学種別	学校数	人数	合 計	
県内	国・公立大学	46	63	75	316
	私立大学	7	7		
	短期大学	4	4		
	教員養成機関	1	1		
県外	国・公立大学	73	80	241	
	私立大学	153	161		
	短期大学	0	0		
	教員養成機関	0	0		

(ウ) 教育実習生1人当たりの県立高校の指導に要する時間(2単位の場合)

往査した防府高校で、教育実習生のための指導に要する時間について担当教員に聴取した結果は次のとおりである。

防府高校

校長・指導教員の講話	36時間
クラス指導	38時間
教科指導(授業と反省)	327時間
部活指導	26時間
計	427時間

実習生18人

実習生1人当たり 約24時間

往査した他の県立高校で聞き取りした調査でも、実習生1人当たり約30時間要するというものであり、教育実習生を受入れしている県立高校では1人当たり20時間～30時間程度は、教職員が実習のために業務を行っていることになる。

(エ) 謝金受入れの状況

教育実習を実施した学校について、大学等からの謝金の受入れの有無について、6名以上実習生を受入れしている県立高校19校に対して教育委員会に調査を依頼し、回答を得た結果は次のとおりである。

謝金(受領金額の合計520,545円 延人数57人)

受領している県立高校	6校
受領していない県立高校	12校
回答なし	1校
計	19校

県立高校1校当たりの受領した謝金金額 86,757円

県立高校6校の実習生1人当たりの受領した謝金金額 9,132円

(オ) 謝金を受領した県立高校での支出した経費内容

教材研究指導用書籍代、通信費(郵送料)、コピー用紙代、名札、指導費として関係する7教科に配分している。

イ 意見

(ア) 教育実習実施の評価

教育実習は、立派な教師となるべき条件を修得するために教育の現場で教育経験を積むことを主眼とし、実施されるものであり、教職課程にある大学生等が教員免許状を取得するために必要であることを考えると、県立高校が実施することは意義のあるものだと考える。

(イ) 県教育委員会の所掌事務としての位置づけはできないか。

教育実習について、県教育委員会に事業としての位置づけがないことから、現状では県立高校の校長の判断において実施することが決まり、教育実習の担当教員に指示が出され相当の時間を要して行われているが、教育委員会で事業の位置づけを明確にし、大学等と教育実習生の受入れについての取決めをすることができないか検討する必要があるように思われる。

大学によっては、教育実習謝礼金は廃止するが、教材、教具、事務消耗品等の当然の費用は「教育実習諸経費」として実習生1名につき1万円支払うというような決め方をしているところもある。

このような状況からすれば、大学等と実習生を受入れする県立高校の関係は、実習生が出身学校で実習を受けることが多いという側面はあるものの、上記のような経費は大学等が負担し、受入れ側の県立高校は収受し、県の歳入(下記(ウ)に記載)に計上するという形の方が、経済的合理性の観点から透明性が高い。

(ウ) 実習謝金の処理について

上記(イ)記載のとおり、県立高校の所掌事務としての位置づけをしていないので、教育実習に関して大学等からの教育実習謝礼金の受け取りに関しても県立高校独自の判断に任せている。

その結果、教育実習謝金を受領した学校と受領しない学校があり、(前頁(エ)記載)受領しない学校では、事務通信費、コピー代等の消耗品費は、県費から支出されている。受領している学校では、実習謝金等の収入に対する経費として、事務通信費、コピー代等の消耗品費に使用したというように教育実習(平成16年度分)に関する調査書に記載されているが、コピー代や消耗品費について実習謝金等から支出され

たのかどうか検証が困難な場合もあり得る。

上記(イ)の検討に併せて、財務の透明性の観点から、実習謝金は実質は教育実習諸経費の受入れであるから雑収入として県の歳入に計上し、支出は県費からするようにする処理ができないか検討する必要がある。

8 光熱水費の使用状況（教職員課）

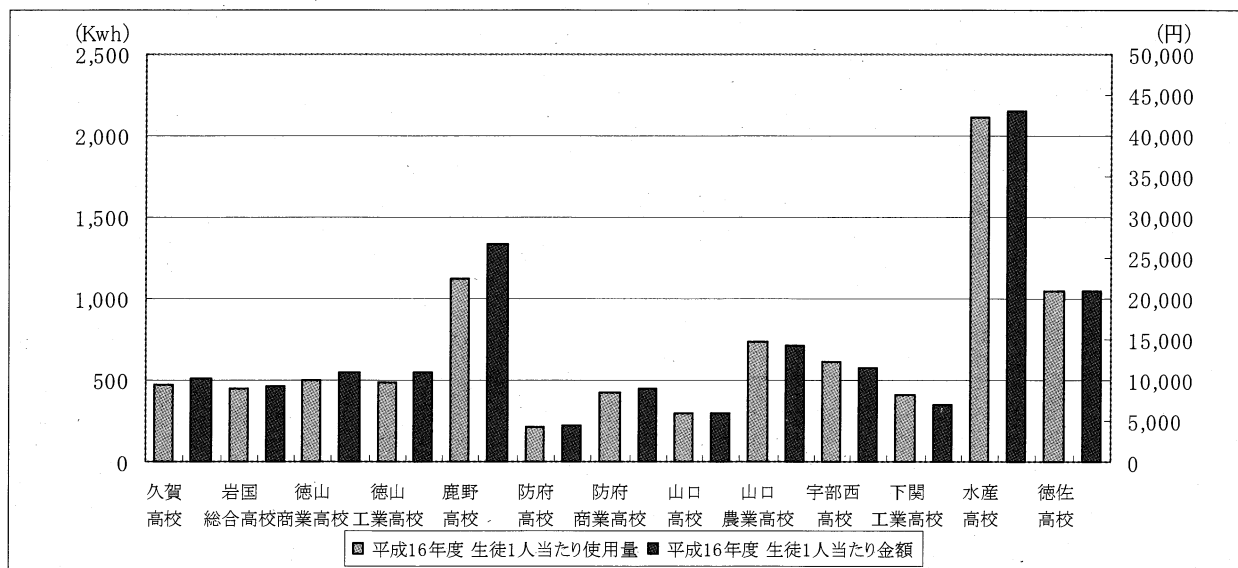
(1) 使用状況

使用状況について往査した県立高校13校について比較し、異常性がないか検討した。その使用状況の表及びグラフは次のとおりである。

光熱水費の使用状況の比較（電気）

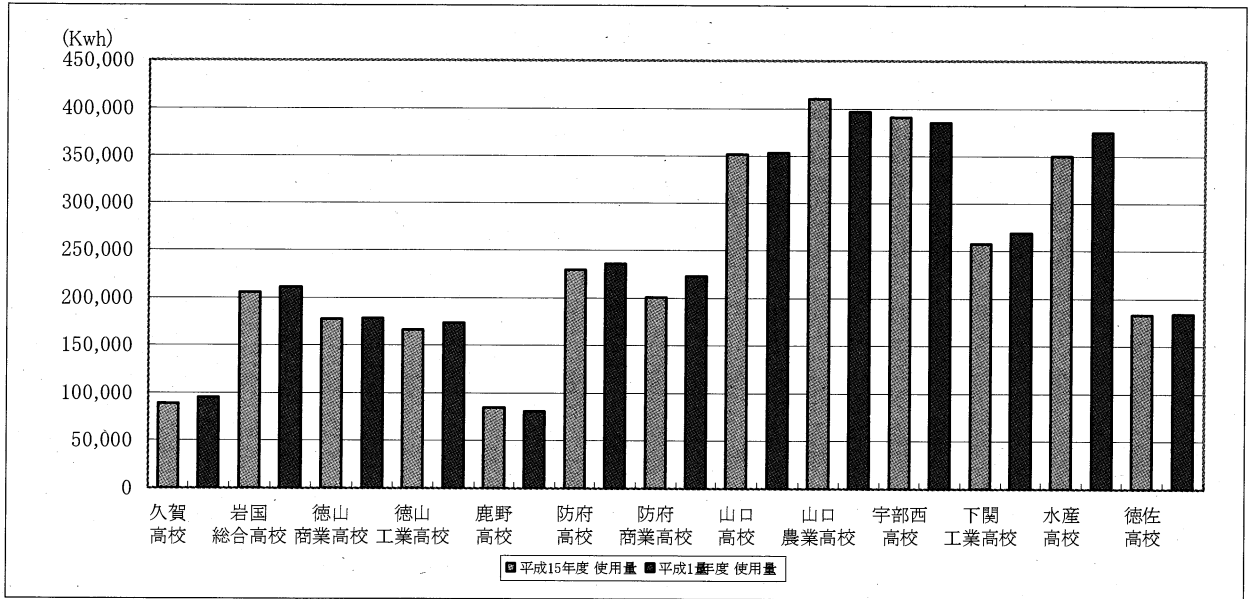
学校名	使用量(Kwh)		金額(円)		単位当たり金額(円)		生徒数(人)	生徒1人当たり使用量(Kwh)	生徒1人当たり金額(円)
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度		平成16年度	平成16年度
久賀高校	89,213	94,838	1,994,207	2,092,185	22.35	22.06	202	469	10,357
岩国総合高校	205,039	211,642	4,080,410	4,341,468	19.90	20.51	471	449	9,218
徳山商業高校	177,495	178,500	3,887,521	3,915,933	21.90	21.94	358	499	10,938
徳山工業高校	166,600	173,178	3,698,179	3,865,249	22.20	22.32	353	491	10,950
鹿野高校	85,268	81,095	1,896,839	1,922,851	22.25	23.71	72	1,126	26,706
防府高校	229,939	236,135	4,585,138	4,799,677	19.94	20.33	1,082	218	4,436
防府商業高校	201,135	223,975	4,318,285	4,783,711	21.47	21.36	529	423	9,043
山口高校	351,197	352,944	7,162,176	7,205,966	20.39	20.42	1,198	295	6,015
山口農業高校	409,858	396,261	7,465,904	7,557,358	18.22	19.07	535	741	14,126
宇部西高校	390,453	385,031	7,356,916	7,253,670	18.84	18.84	630	611	11,514
下関工業高校	257,602	269,091	4,293,787	4,523,124	16.67	16.81	644	418	7,023
水産高校	350,180	374,571	7,236,686	7,610,485	20.67	20.32	177	2,116	42,997
徳佐高校	182,744	184,134	3,585,847	3,676,070	19.62	19.96	176	1,046	20,887
計	3,096,723	3,161,395	61,561,895	63,547,747	19.88	20.10	6,427	492	9,888

電気の平成16年度生徒1人当たり使用量・使用金額の比較



(注) 水産高校の生徒1人当たり使用量・使用金額が多い理由は、青海丸が停泊中、陸電盤により電力を使用することが原因となっている。

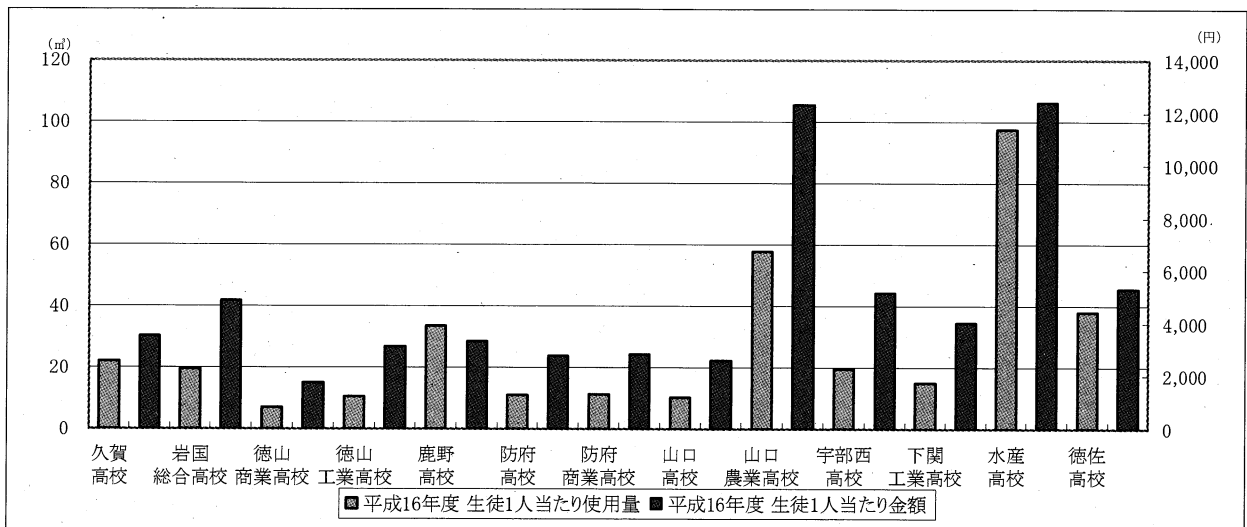
電気の平成15年度、16年度の使用量の比較



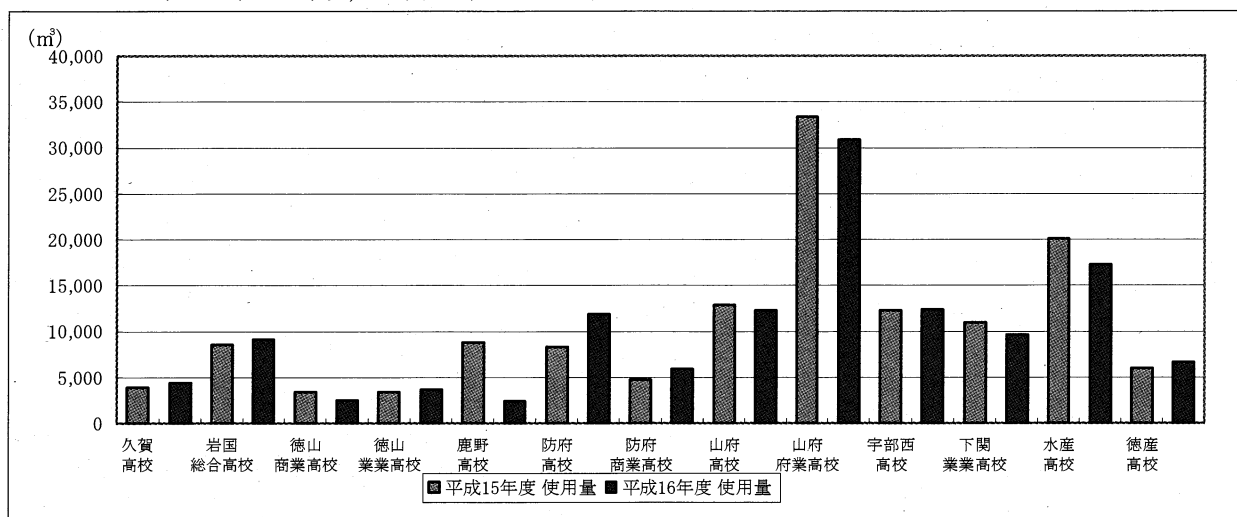
光熱水費の使用状況の比較 (上水道)

学校名	使用量 (m ³)		金額 (円)		単位当たり金額 (円)		生徒数 (人)	生徒1人当たり使用量 (m ³)	生徒1人当たり金額 (円)
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度		平成16年度	平成16年度
久賀高校	3,862	4,420	498,060	712,810	128.96	161.27	202	22	3,529
岩国総合高校	8,625	9,125	2,179,642	2,290,457	252.71	251.01	471	19	4,863
徳山商業高校	3,454	2,530	847,550	620,657	245.38	245.32	358	7	1,734
徳山工業高校	3,426	3,647	1,050,087	1,103,692	306.51	302.63	353	10	3,127
鹿野高校	8,828	2,412	913,080	239,400	103.43	99.25	72	34	3,325
防府高校	8,340	11,899	2,290,167	3,011,316	274.60	253.07	1,082	11	2,783
防府商業高校	4,692	5,927	1,247,698	1,500,568	265.92	253.17	529	11	2,837
山口高校	12,904	12,265	3,211,746	3,135,490	248.90	255.65	1,198	10	2,617
山口農業高校	33,381	30,835	6,556,500	6,589,696	196.41	213.71	535	58	12,317
宇部西高校	12,302	12,392	3,271,038	3,249,289	265.89	262.21	630	20	5,158
下関工業高校	10,956	9,651	3,081,435	2,593,161	281.26	268.69	644	15	4,027
水産高校	20,067	17,263	2,659,584	2,196,597	132.54	127.24	177	98	12,410
徳佐高校	5,990	6,693	841,640	934,470	140.51	139.62	176	38	5,309
計	136,827	129,059	28,648,227	28,177,603	209.38	218.33	6,427	20	4,384

上水道の平成16年度生徒1人当たり使用量・使用金額の比較



上水道の平成15年度、16年度の使用量の比較



(注) 山口農業高校、水産高校は、ともに加工品等を生産しているため使用量が多い。

なお、山口農業高校については、苗物等を生産しているため、天候により上水道の使用量に変化することがある。

(2) 監査結果

- ア 鹿野高校の上水道使用量が平成16年度は2,412m³であり、平成15年度以前の使用量に比較し大幅に減少した。原因は、平成15年8月に漏水していたことが判明し、以降漏水がなくなり正常な使用量となっている。なお、過去数年間漏水の状況が続いており、必要のない水道使用量が発生している。
- イ 防府高校の上水道使用量が平成16年度は対前年比142.6%と増加している。月別にみると8月は前年の2倍以上となっており、原因としてプールの管理においてバルブの締め忘れ、また敷地内の水道管の漏水ではないかなどが考えられているが、原因が把握できていなかった。学校には校務技士が配置されており、プール水の適正管理、漏水チェック等に十分留意し、無駄が発生しないようにする必要がある。

9 スクールネットワーク21について

(1) 概要

スクールネットワーク21は、山口県の教育情報化を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図るための学校間ネットワークとして構築されたものである。

(2) 監査結果

ア セキュリティについて

(ア) 重要データの判断基準

山口県教育委員会が作成し、県立高校に通知している「スクールネットワーク21利用について」の中で、データの安全確保として、個人情報や秘密文書等の重要なデータは、スクールネットワーク21に接続されているコンピュータに置かないようにする旨の記載がある。

その運用状況を調査したが、例えば水産高校では、生徒の成績に関するデータを重要であると判断し、スクールネットワーク21に接続せず、他のコンピュータで保管し、その他のデータは、スクールネットワーク21に接続されているコンピュータで保管している。しかし、その他のデータの中にも内申書、懲罰等の重要と思われるデータもあった。

(イ) 重要データの保管管理

山口農業高校では、重要な情報である生徒情報は、MO（外部記憶装置）で保管している。この場合、MOの外部への持ち出しがなされないような保管管理が必要となるが、その定めがされていなかった。

県教育委員会は、(ア)の重要なデータの解釈、及び(イ)の重要なデータの保管管理方法等、「スクールネットワーク21利用について」の通知が確実に運用されるようにするために、県立高校に対して指導が必要である。

イ 県が配賦したL3スイッチの収納について

校内LANの教職員・生徒用ネットワーク分離及びセキュリティ強化のため、「L3スイッチ」が県から配賦されている。

本庁が示した仕様書によれば、L3スイッチの収納は、専用の鍵付スイッチ収納ボックス等に収納し、本校指定の場所に設置することとある。

往査した山口農業高校では、L3スイッチはサーバと同じ場所に保管されており、仕様書どおり収納されていない。本庁が示した仕様書に従い、サーバと一緒に保管せずに、専用の鍵付スイッチ収納ボックスを設置する必要がある。

ウ スクールネットワーク21の整備状況について

山口県の教育情報化を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を目的とするスクールネットワーク21が、平成14年4月1日導入後どのように整備されているかについて、下表の「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」を判断指標として検証した。

項 目	山口県		全 国		国の示す平成17年度までの目標値
	平成17年3月		平成17年3月		
教育用コンピュータ1台当たりの生徒数(人/台)	平成17年3月	4.6	平成17年3月	6.2	5.4
	平成16年3月	4.7	平成16年3月	6.7	
	平成15年3月	5.2	平成15年3月	7.4	
普通教室の校内LAN整備率(%)	平成17年3月	98.1	平成17年3月	71.5	100
	平成16年3月	94.7	平成16年3月	61.2	
	平成15年3月	94.0	平成15年3月	51.8	
コンピュータを操作できる教員の割合(%)	平成17年3月	98.3	平成17年3月	95.4	100
	平成16年3月	95.9	平成16年3月	93.6	
	平成15年3月	95.1	平成15年3月	89.0	
コンピュータ等を使って教科指導等ができる教員の割合(%)	平成17年3月	73.9	平成17年3月	55.1	100
	平成16年3月	51.7	平成16年3月	46.1	
	平成15年3月	47.4	平成15年3月	38.1	

- ・ 教育用コンピュータ1台当たりの生徒数(人/台)は少ないほど良いが、平成17年3月期で4.6人/台であり、国の示す平成17年度までの目標値5.4人/台をすでに達成している。
 - ・ 普通教室の校内LAN整備率(%)は、平成17年3月期で98.1%であり、国の示す平成17年度までの目標値100%には及ばないものの、全国平均71.5%を大きく上回っている。
 - ・ コンピュータを操作できる教員の割合も、平成17年3月期で98.3%であり、国の示す平成17年度までの目標値100%には及ばないものの、全国平均95.4%を上回っている。
 - ・ コンピュータ等を使って教科指導等ができる教員の割合は平成17年3月期で73.9%であり、国の示す平成17年度までの目標値100%には大きく及ばないものの、全国平均55.1%を大きく上回っている。
- 以上より、スクールネットワーク21は、導入目的達成に向けて整備や活用が進んでいるといえる。

10 水産高校の実習船等の運営費及び高校のあり方

運営費が年間約7億円(普通高校の約2校分 81頁記載)、また、生徒1人当たりの金額が約4百万円(県立高校生徒1人当たり平均の約5倍 81頁記載)と突出して高いので、県費の歳出状況について、効率性、有効性の観点から問題がないか、また水産高校のあり方について検討した。

(1) 概要

ア 学校の概要について資料を閲覧し、学校の事務責任者から状況について聴取した。

(ア) 設置学科、入学定員及び通学区域

a 設置学科、入学定員の概要とその推移

(単位：人)

学 科		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
本 科	海洋技術科	40	40	35	35	35
	海洋科学科	40	40	35	35	35
専攻科	航 海 科*	16	16	16	16	16
	機 関 科			16	16	16

* 平成15年度から航海科に科名変更、平成14年度以前は海洋科

b 通学区域

県下全域及び県外からも志願できる。

(イ) 生徒数の推移

(単位：人)

	本 科							合計	専 攻 科				合計	
	海洋技術科			海洋科学科			航海科		機関科					
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年		2年	1年	2年			
平成12年度	男	39	33	15	21	22	27	157	男	2	5	6	4	17
	女	0	3	0	3	2	0	8	女	0	0	0	0	0
	計	39	36	*15	24	24	*27	165	計	2	5	6	4	17
平成13年度	男	40	33	31	17	16	22	159	男	4	2	4	6	16
	女	1	0	2	13	2	2	20	女	0	0	0	0	0
	計	41	33	33	30	18	24	179	計	4	2	4	6	16
平成14年度	男	29	29	29	16	16	14	133	男	3	3	2	4	12
	女	1	1	0	11	13	2	28	女	0	0	0	0	0
	計	30	30	29	27	29	16	161	計	3	3	2	4	12
平成15年度	男	34	26	27	25	15	15	142	男	3	3	1	2	9
	女	1	1	1	7	9	13	32	女	0	0	0	0	0
	計	35	27	28	32	24	28	174	計	3	3	1	2	9
平成16年度	男	30	34	24	13	25	12	138	男	5	2	4	1	12
	女	0	1	1	10	6	9	27	女	0	0	0	0	0
	計	30	35	25	23	31	21	165	計	5	2	4	1	12

* 平成12年度3年の15人は海洋科及び27人は機関科・水産製造科である。

専攻科の航海科は平成15年4月1日に科名変更されているので、平成15年度2年生及び平成14年度以前は海洋科である。

イ 乗船実習について

(ア) 概要

本科において3ヶ月、専攻科においては1年3ヶ月の乗船実習をし、専攻科卒業生は、合わせて1年6ヶ月の乗船履歴を修得する。

修得した者は、三級海技士（航海）または内燃機関三級海技士（機関）の筆記試験を免除され、口述試験に合格して資格を取得することができる。

また、専攻科卒業生は船舶衛生管理者の免許状が交付されるなどの特典がある。

(イ) 水産高校において乗船実習は教育課程で重要な位置づけにあり、多くの県費が投入されているので、実習船の運営費の状況を調査した。

a 実習船の概要

	登録番号	総トン数	竣工時期	取得価額	耐用年数
青海丸（注1）	YG1-601	403トン	平成4年6月	929百万円	9年
すいこう	YG2-7997	19トン	平成15年3月	116百万円	9年

（注1）青海丸は全長49.60mで国際航海に従事する長さ24m以上の船舶である。

b 運営費用（平成16年度）

(単位：千円)

	青海丸	すいこう	計	主な支出内容
歳入				
実習産物	20,849	0	20,849	
歳出				
人件費	144,889	21,847	166,736	*乗組員給与
特殊勤務手当	3,971	0	3,971	漁ろう手当
旅費	10,140	293	10,433	
一般需用費	91,140	1,276	92,416	消耗品費、漁具料、燃料、修繕料、光熱水費
食糧費	10,458	107	10,565	

役務費	7,629	994	8,623	保険料、手数料、荷役料、通信費、各種検査料
委託料	62	0	62	電気保安業務料
使用料及び賃借料	384	0	384	共同通信受信料
備品購入費	909	0	909	
負担金補助及び交付金	116	9	125	各種負担金
公課費	0	0	0	
歳出計	269,698	24,526	294,224	

* 乗組員給与

青海丸 海事職員 9人 船員数 12人 指導教員数 2人
 すいこう 海事職員 2人 船員数 1人

c 修理費及び燃料費の推移

運営費のうち人件費は乗組員にほとんど変動がなく、各年度同程度の金額ということであったので、平成16年度多額に発生している需用費のうち修理費と燃料費について過去5年間の発生状況を調査した結果は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
青海丸修理費	41,395	29,098	31,200	53,762	56,241
法定検査費用	36,750 (定期検査)	24,098 (第二種検査)	28,980 (第二種検査)	41,253 (第三種検査)	24,675 (第二種検査)
同追加工事	0	0	0	9,687	279
その他の工事	4,645	5,000	2,220	2,822	31,287
青海丸燃料費	16,789	18,475	14,985	20,183	16,400

d 定期検査等(青海丸について)

各年度で発生する定期検査等の状況は次のとおりである。

(a) 検査の種類

・ 定期検査

定期検査は次の場合に行う検査である。

船舶を初めて航行の用に供するとき。

船舶検査証書の有効期間が満了したとき。船舶検査証書の有効期間は、原則として5年と定められている。

・ 中間検査

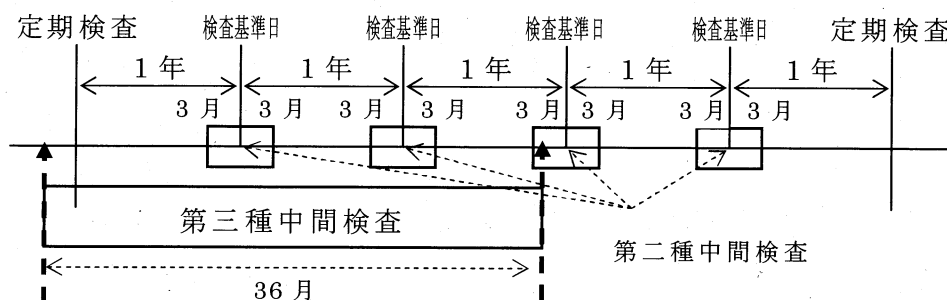
中間検査は、定期検査と定期検査の間において行う検査で、第二種中間検査及び第三種中間検査がある。

各検査の期間

第二種中間検査……検査基準日(船舶検査証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日)の前後三月以内の日

第三種中間検査……定期検査又は第三種中間検査に合格した日から起算して三十六月を経過する日までの間

(図解) 船舶検査証書が5年の船舶で、国際航海に従事する長さ24メートル以上の船舶の検査期間



(b) 船舶安全法第5条に船舶所有者が受検義務を有するものとして定められているが、この5年間同上の法令に準拠して検査を実施している。

ウ 運営費の有効性、効率性を検討するために、卒業生の就職状況及び資格の取得状況を調査した。その概要は次のとおりである。

(ア) 卒業生のうち、水産関連への就職者の割合

(単位：人、%)

年度	科別	(a) 卒業 者数	(b) 水産関連へ の就職者数	水産関連へ の就職割合 (b/a)	(c) 進学者数	(c/a) 進学率	(d) 進学者の うち専攻科	(d/c) 進学者のうち専 攻科への進学率
平成12年度	海洋科	15	12	30.8	8	53.3	4	50.0
	水産製造科	5			0			
	機関科	19			8	42.1	4	50.0
平成13年度	技術科	31	24	45.3	7	22.6	5	71.4
	科学科	22			9	40.9	0	
平成14年度	技術科	29	9	31.0	8	27.6	4	50.0
	科学科	16	4	25.0	4	25.0	1	25.0
平成15年度	技術科	28	7	25.0	16	57.1	8	50.0
	科学科	28	4	14.0	9	32.1	1	11.1
平成16年度	技術科	25	9	36.0	11	44.0	9	81.8
	科学科	20	0	0.0	9	45.0	2	22.2
平成12年度	海洋科、機関科	9	8	88.9	平成15年4月1日海洋科から航海科に科名変更			
平成13年度	海洋科、機関科	8	8	100.0				
平成14年度	海洋科	3	3	100.0				
	機関科	4	4	100.0				
平成15年度	航海科	3	3	100.0				
	機関科	2	2	100.0				
平成16年度	航海科	2	2	100.0				
	機関科	1	1	100.0				

(イ) 専攻科における三級海技士等資格取得の受験者数及び取得者数（実績）

(単位：人)

	三級海技士（航海）		内燃機関三級海技士（機関）		三級海技士合計	
	受験者数	免許取得者数	受験者数	免許取得者数	免許取得者数	卒業生数
平成12年度	5	3	4	3	6	9
平成13年度	2	2	6	5	7	8
平成14年度	3	2	4	4	6	7
平成15年度	3	1	2	1	2	5
平成16年度	2	1	1	1	2	3

(免許取得者数とは、口述試験に合格して、資格を取得した者)

エ 水産業生産構造・就業構造の変化

山口農村水産統計年報の漁業構造に関する統計調査から5年ごとに行われているものについて平成10年度と平成15年度のデータを比較し、変化の状況を調査した。

	平成10年度		平成15年度		平成15年度／平成 10年度の割合(%)
	経営体数		経営体数		
漁業生産者数	6,391		5,476		85.7
東シナ海区	(2,978)		(2,662)		89.4
瀬戸内海区	(3,413)		(2,814)		82.4
漁業生産額	36,186百万円		27,594百万円		77.2
主として行う漁業種類	(a)経営体数	割合(%)	(b)経営体数	割合(%)	(b/a)(%)
漁船非使用	83	1.3	76	1.4	91.6
無動力船のみ	6	0.1	2	—	33.3

動力船使用					
10トン以下	5,541	86.7	4,769	87.1	86.1
10～20未満	311	4.9	277	5.1	89.1
20～100未満	50	0.8	27	0.5	54.0
100トン以上	13	0.2	12	0.2	92.3
大型定置網	8	0.1	7	0.1	87.5
小型定置網	112	1.8	92	1.7	82.1
養殖	267	4.2	214	3.9	80.1
のり	(215)		(166)		77.2
かき、わかめ、ぶり、まだい	(25)		(19)		76.0
その他	(27)		(29)		107.4
計	6,391	100	5,476	100	

漁業生産者数は5年間で約15%減少しているが、地域的にみると瀬戸内海区の方が減少割合が高い。漁業生産額は5年間で22.8%減少している。

漁業種類では、動力船のうち20トンから100トン未満の減少が著しい。獲る漁業とつくり育てる養殖事業の関係では、特に養殖事業の方が増加傾向にあるとはいえないが、養殖事業の中で、のり、かき、わかめ、ぶり、まだいは同じか減少傾向にあるが、データには種類が特定されていないその他の養殖の経営体数は、27から29に増加している状況である。

漁業生産者や漁業生産額の減少等、水産業は著しい環境変化の中にある。

(2) 意見

ア 水産高校の運営費について

水産高校は、水産関連業界の中核として働く多くの人材を養成し、地域の発展に寄与することを目的としているが、最近の5年間の本科卒業生238人の各年の卒業生数は50人前後であるが、その就職状況（75頁記載）は、平成13年度を除いて、就職者数のうち水産関連への就職は約3分の1をやや超える程度である。（卒業生数に対する割合は約3分の1を下回っている。）また、専攻科の卒業生は、卒業後はほとんど水産関連へ就職しているので、専攻科に進んだ生徒と水産関連への就職者を合わせて、卒業生に対する割合をみると、平成13年度を除いて約40%を少し超える状況である。専攻科は、三級海技士の養成施設であるが、資格を取得するものが年間数人であり、しかも平成15、16年度は2人の状況であり、設置の目的が有効に果たされているとはいえない状況である。

このような状況において、学校1校当たり約7億円、生徒1人当たり約4百万円の県費を負担し続けることは、水産教育の必要性は理解しつつも、効率性、有効性の観点から疑問であり、水産高校の運営方法等について、県民の評価を仰ぐために、財政負担等の状況について情報提供をする。

イ 実習船青海丸の保有方法について

水産高校の運営費は、普通高校1学校当たりの運営費約3億5千万円の2校分であるが、主な要因は、実習船青海丸の保有に伴う運営に関するコストにある。

同船は平成4年の取得であり、法定耐用年数9年を既に経過し老朽化しているため、法定検査費用の他、追加の修繕工事費等が発生する状況にある。今後においてもその他の運営費を含めて過去5年間と同程度の経費負担が生じることは避けられない状況である。しかも検査結果によっては、運航の安全性の面から使用不可能ということも想定され、その場合、乗船実習授業が実施できないという問題が生じるが、新船を建造するとすれば約15億円程度要する見込みということであり、県の財政が厳しい中でどのように対応するのが早急に検討が必要である。

現状、専攻科をはじめ生徒数が減少していることから、実習船の運営費について費用対効果の面で効率性が悪くなっていることが問題であり、今後の歳出増加もあり得る状況を考えると、実習船青海丸の保有方法について道州制を見据え、中国地方の他県と共同で保有することなどを検討する必要がある。また、可能であれば、独立行政法人として運営されている水産大学校との連携を考える必要がある。

ウ 水産高校専攻科のあり方について

中長期的には、専攻科のあり方についても検討が必要である。専攻科の定員に対する生徒数は平成16年度は前年度より3名増加したが、過去5年間の推移は減少傾向にあり（平成17、18年度は少し増加の見通しのことである。）、同科の設置上、三級海技士の免許の取得は大きな目的の一つであるが、資格取得の人

数が非常に少ないことから（75頁ア記載）、今後の生徒数等の推移の状況にもよるが、現状では効率が低下していることは否めず、実習船青海丸の保有方法と併せて、中国地方等の他県や水産大学校との連携ができないかなどの検討を進める必要がある。

エ 水産高校本科のあり方について

この5年間の本科卒業生のうち、就職の状況については前頁に記載のとおりであるが、卒業生数に占める進学率は、平成15、16年度においては本科卒業生のうち40%を超えており、高くなる傾向にある。そのうち約半分が専攻科に進んでいる。

このような状況において水産高校のあり方を考えるために、県教育委員会は、中学生の進路希望や卒業生の就職及び進学状況等から生徒のニーズの把握をして、水産や海洋を取り巻く水産業界の動向を踏まえ、県の水産業界振興の観点から県の水産教育をどのようにリードしていきたいのか、明確な方針を示すべきである。その方針のもとに、学科の改編や他の学校との連携を含めて水産高校のあり方を検討する時期にある。

11 定時制高校の学校給食補助等（保健体育課）

(1) 夜間定時制高校における学校給食

ア 概要

「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第3条において、「夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならない。」と規定されている。

この法律に従い、山口県では、夜間定時制高校において、学校給食の制度が設けられている。給食には、調理を行う完全給食とパン・牛乳等のみで調理を伴わない補食給食がある。

夜間定時制高校13校のうち、完全給食を実施しているのは5校、補食給食を実施しているのは8校となっている。

給食に係る支出については、食材費について実費負担を求めているが、国からの補助金（平成17年度から国庫補助廃止に伴い単独県費補助）に基づき県が各生徒に補助を行っている。各生徒に対する補助は、一食当たり76.11円となっている。補助以外の実質的負担分については、私費会計にて処理を行っている。私費会計における生徒からの徴収金の額は、食材費が県立高校で異なるため、それぞれで決定している。

各定時制高校別の夜間定時制高校夜食実施費（補助実施額）は次のとおりである。

（単位：千円）

高校名	金額	高校名	金額
岩国商業高校*	606	光高校	247
下松工業高校	498	徳山高校*	692
防府商業高校*	451	山口高校	1,012
宇部中央高校	622	宇部工業高校	317
小野田高校*	626	小野田工業高校*	365
厚狭高校	354	下関西高校	472
下関工業高校	633	合計	6,895

※完全給食実施校

イ 監査手続

県立高校で行っている給食用パン・牛乳等の物品購入及び完全給食における調理及び配膳の業務委託について、契約に関する事務処理について関係証憑及び契約書等を閲覧するとともに担当者に質問した。

また、私費会計における出納簿及び決算書を閲覧した。

監査を実施した定時制高校は、山口高校、防府商業高校及び下関工業高校である。

ウ 監査結果

(ア) 事務処理について（私費会計）

給食費決算書について、校長に報告を行うこととなっているが、校長の決裁印がないためその確認ができない。また、担当者の記載もない。給食費は私費会計ではあるが、高校が実質的に管理を行っていることからすれば、管理責任を明確にし、適正な処理及び管理が行われていることを保証するためには、担当者印、事務長及び校長の決裁・承認印が必要である。

(イ) 私費会計における問題点

年度終了時における私費会計の繰越金（生徒からの徴収金の残金）についてみると、山口高校及び

防府商業高校では、平成15年度に他の私費会計に繰入れを行っている状況がある。また、下関工業高校では、他の私費会計とのやり取りはないものの、平成16年度では、収入総額490,298円、支出総額327,843円と比較して次年度繰越金の累積額が162,455円と多額になっている。その他、小野田高校では591,149円、小野田工業高校では339,753円の繰越がある。

また、平成15年度において、山口高校及び防府商業高校では、一時的にはあるが他の私費会計から借入れを行っている。

他の私費会計とのやり取り及び生徒からの徴収金の残金が発生した場合の取り扱いについて、明確に定めたものはない。私費会計は、その目的とするところにより生徒から金銭を徴収しているものであり、その徴収の目的以外に使用すべきではなく、また、私費会計の明瞭性及び適切性を見地からすれば、私費会計間でのやり取りは行うべきではなく、また繰越金の取り扱いについて明確にしておく必要がある。

エ 意見

(ア) 完全給食と補食給食とでは、県費の負担額に差があることについて

完全給食を行うか、補食給食とするかは高校に調理設備があるか否かを含めて県立高校の判断によるところが大きい。一般的には、調理設備のない高校は、補食給食となる。完全給食の場合、調理及び配膳については、県費により外部の業者に業務委託を行うこととなり、補食給食の場合と比較して、同じ山口県立の定時制高校に在籍しているにもかかわらず、一人当たり県費の負担額に差があり、不公平が生じる結果となっている。この問題への対応として、県の厳しい財政事情、及び定時制制度発足時と比較して、無職生徒数の増加等の社会状況の変化があることを踏まえ、当面は、完全給食実施校の既存施設の有効利用の観点等から現行どおりとしても、将来的には、公平性の観点から学校間のバランスを考え統一すべきである。

(イ) 夜間定時制高校の給食に対する補助について

夜間定時制高校は、主として経済的事情から全日制に入学できない勤労青少年に教育の機会を提供するという重要な役割を果たしてきた。夜間定時制高校における学校給食の補助制度も、これら勤労青少年に対する補助という目的がある。しかしながら、近年、定時制高校への入学者は、経済的事情のみならず全日制になじめない等経済的事情以外の動機によるものが増加してきている。

実際に、平成17年度の夜間定時制高校在籍者の有職者の状況をみると、次のようになっている。

平成17年5月現在

(単位：人)

在籍生徒数	有 職 生 徒 数			
	定職に就いている者	年度途中定職に就き 90日以上	パート・アルバイトで 90日以上	計
627	52	0	346	398

在籍生徒のうち有職生徒は63.5%となっており、36.5%は無職となっていることから、単純にいうことはできないまでも定時制高校の制度発足時から社会的状況が変化してきていると考えられる。

「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」では、第1条においてその目的を「勤労青年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資し、併せて国民の食生活の改善に寄与するため、夜間学校給食の実施に関し必要な事項を定め、かつ、その普及充実に図ること」としている。

夜間定時制高校の給食に対する補助制度も、経済的事情以外の入学者が増加している現状から、また平成17年度から国の補助が廃止になったことから、県として、補助を続けるかどうかについて、廃止を前提に検討する時期にきている。

(2) 定時制通信教育教科書等の補助事業（指導課）

ア 概要

県では、定時制通信教育教科書等給与費として、勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への就学を促進し、教育の機会均等を保証するため、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者のうち、有職でかつ一定の単位を修得した者（希望者）を対象として、教科書及び学習書を給与している。

この事業には、平成16年度までは、高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金として国からの補助があるが、平成17年度からは、国の補助は廃止され、税源移譲により一般財源化されている。

イ 意見

教科書の補助について

全日制の高校では教科書は全て自費にて購入するが、定時制高校の生徒については、有職でかつ一定の単位を修得したものを対象として教科書及び学習書の給与を行っている。平成16年度の実績金額は6,184千円となっている。

教科書等の補助の制度は、もともと経済的事情のある勤労青少年に対する援助が目的である。しかしながら、78頁意見(イ)でもふれているように、経済的事情以外の理由での入学者が増加傾向にある。

以上の状況から、定時制通信制に通学する生徒等の実態を踏まえること、また、教科書の補助については、平成17年9月21日付けの文部科学省通知で、引き続き税源移譲により交付税措置されていることを考慮し、経済的な支援を必要とする定時制の生徒に対して、学習面等に関して、より効果的な支援ができるような方策を検討していくべきである。

12 県立高校の純歳出額負担の状況

(1) 純歳出額負担の状況

ア 監査結果（分析を含む）

(ア) 全日制

a 経常収支と非経常的収支（資本的収支を含む）区分

平成16年度県立高校の収支の状況（7頁）から定時制、通信制の収支を除き、収支について学校建設費及び学校施設災害復旧費の支出とその財源及び非経常的な収支を、経常的な収支とは区分したものが次の表である。

歳入（経常的なもの）

科 目 名	課 名	金額（千円）
県有土地建物（教育政策課分）	教育政策課	58
産業教育設備費	教育政策課	42,067
理科数学教育設備費	教育政策課	4,106
立木伐採収益金	教育政策課	444
県有土地建物(教職員課分)	教職員課	2,889
全日制高等学校授業料（現年）	教職員課	3,087,991
全日制高等学校授業料（過年）	教職員課	2,140
全日制高等学校入学科	教職員課	55,472
諸証明（全日制高校）	教職員課	5,457
交通遺児等進学奨励費	教職員課	391
実習産物（全日制高校）	教職員課	95,414
実習産物（実習船）	教職員課	20,849
県立学校自動販売機等光熱水費	教職員課	23,668
雇用保険負担金（教職員課分）	教職員課	907
県有土地建物	福利課	33
教職員住宅	福利課	79,541
雇用保険負担金（ALT）	指導課	560
雑入（指導課分）	指導課	72
計	(a)	3,422,058

歳入（非経常的なもの）

科 目 名	課 名	金額（千円）
県立学校施設災害復旧事業費	教育政策課	98,440
産業教育施設整備費	教育政策課	14,095
屋内運動場整備費	教育政策課	14,823
不用土地	教育政策課	28,176
建物移転補償金	教育政策課	21,060
危険校舎改築費	教育政策課	848,000
屋内運動場整備費	教育政策課	473,000
大規模改造事業費	教育政策課	899,000
県立学校施設災害復旧事業費	教育政策課	62,506
計	(b)	2,459,099

歳入合計	(a)+(b)	5,881,158
------	---------	-----------

歳出（経常的なもの）

科 目 名	課 名	金額（千円）
教育指導費	教育政策課	116,919
全日制高等学校管理費	教育政策課	413,149
高等学校総務費	教職員課	21,129,159
高等学校総務費	教職員課	4,535,460
全日制高等学校管理費	教職員課	1,638,973
実習船運営費	教職員課	127,489
学校管理費	福利課	2,305,669
恩給退職年金費 福利	福利課	196,261
教育指導費	指導課	340,297
社会教育総務費	人権教育課	1,600
保健体育総務費	保健体育課	120,727
体育振興費	保健体育課	1,450
計	(a)	30,927,153

歳出（非経常的なもの）

科 目 名	課 名	金額（千円）
学校建設費	教育政策課	4,172,480
学校施設災害復旧費	教育政策課	177,200
計	(b)	4,349,680

歳入合計	(a)+(b)	35,276,833
------	---------	------------

b (a) 資本的収支・非経常的収支すべてを含んだ純歳出額（県費負担額）

歳出（千円）	35,276,833
歳入（千円）	5,881,158
純歳出額（千円）	29,395,675
学校数（校）	66
学校1校当たり純歳出額（千円）	445,389
生徒数（人）	30,488
生徒1人当たり純歳出額（千円）	964

全日制県立高校に対する県費の純歳出金額（歳出－歳入）は、全日制県立高校66校全体で29,396百万円、学校1校当たり445百万円、生徒1人当たり964千円負担している。

(b) 資本的収支・非経常的収支を除外した運営費の純歳出額（県費負担額）

経常的歳出（千円）	30,927,153
経常的歳入（千円）	3,422,058
純歳出額（千円）	27,505,095
学校数（校）	66
学校1校当たり純歳出額（千円）	416,744
生徒数（人）	30,488
生徒1人当たり純歳出額（千円）	902

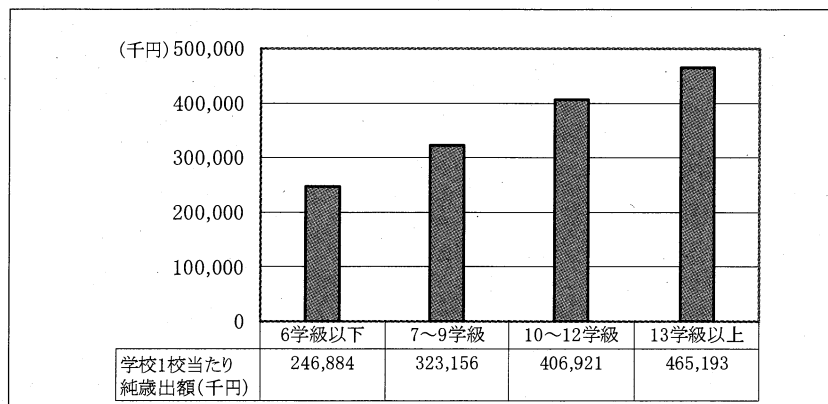
全日制県立高校に対する県費の経常的な歳出及び歳入のみの純歳出金額（運営費）は、全日制県立高校66校全体で27,505百万円、学校1校当たり417百万円、生徒1人当たり902千円負担している。

以下の規模別及び学科別運営費の純歳出額の比較では、80頁(b)から、本庁執行分で生徒人数に係らず県立高校に均等に配分している1学校当たり37,473千円の金額は、比較を有効にする観点から、除外している。

(c) 運営費規模別純歳出額の比較

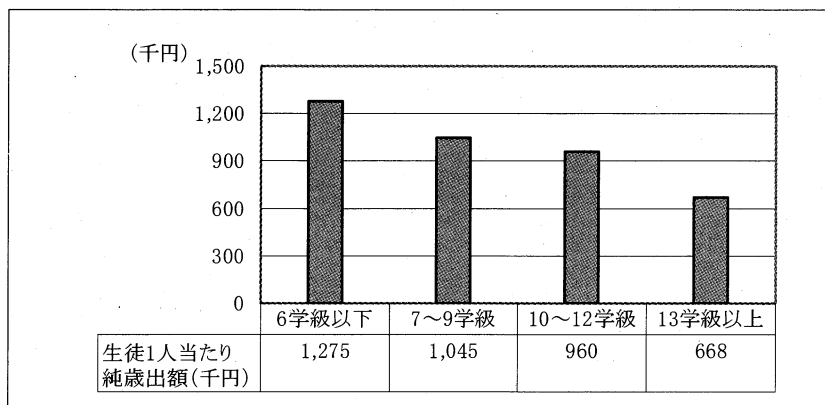
	6学級以下	7～9学級	10～12学級	13学級以上	合計
経常的歳出(千円)	4,304,440	3,562,931	5,928,584	14,657,979	28,453,934
経常的歳入(千円)	354,296	331,370	638,614	2,097,779	3,422,058
純歳出額(千円)	3,950,144	3,231,561	5,289,970	12,560,200	25,031,876
学校数(校)	16	10	13	27	66
学校1校当たり純歳出額(千円)	246,884	323,156	406,921	465,193	379,271
生徒数(人)	3,098	3,091	5,507	18,792	30,488
生徒1人当たり純歳出額(千円)	1,275	1,045	960	668	821

学校1校当たり規模別運営費の比較(グラフ)



学校1校当たりの規模別運営費の比較では、県の負担は13学級以上が約465百万円、6学級以下が約247百万円である。

生徒1人当たり規模別運営費の比較(グラフ)

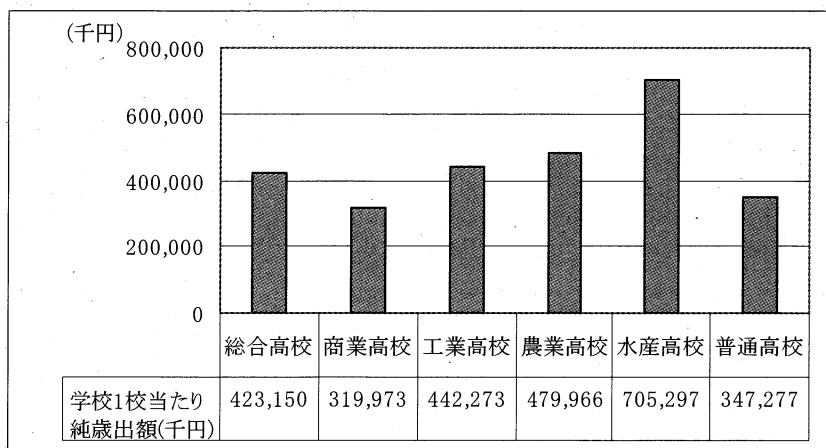


生徒1人当たり規模別運営費の比較では、県の負担は13学級以上が668千円、6学級以下では1,275千円であり、小規模の学校の方が、負担がおおよそ2倍近くになっている。

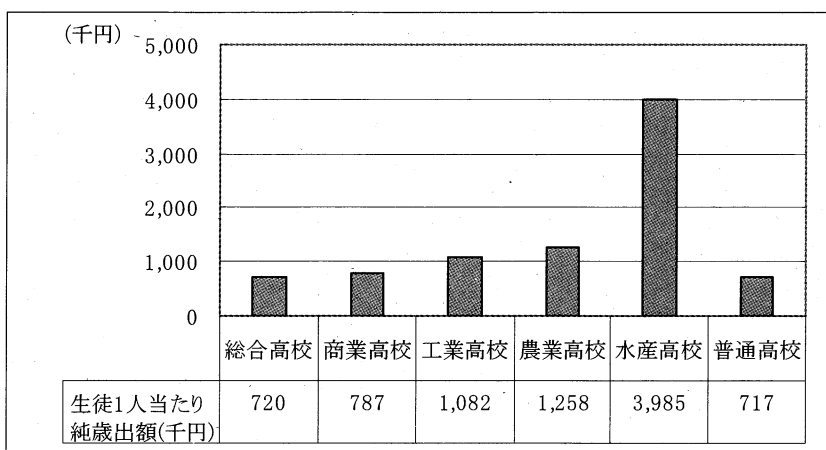
(d) 運営費の学科別比較

	歳出(千円)	歳入(千円)	純歳出額(千円)	学校数(校)	学校1校当たり純歳出額(千円)	生徒数(人)	生徒1人当たり純歳出額(千円)
総合高校	2,429,087	313,337	2,115,749	5	423,150	2,940	720
商業高校	2,170,771	250,933	1,919,837	6	319,973	2,439	787
工業高校	5,838,968	531,688	5,307,280	12	442,273	4,907	1,082
農業高校	1,628,566	188,667	1,439,899	3	479,966	1,145	1,258
水産高校	748,477	43,180	705,297	1	705,297	177	3,985
普通高校	15,638,067	2,094,252	13,543,814	39	347,277	18,880	717
計	28,453,934	3,422,058	25,031,876	66	379,271	30,488	821

学校1校当たり学科別運営費の比較（グラフ）



生徒1人当たり学科別運営費の比較（グラフ）



生徒1人当たりの県費負担額の学科別比較は、水産高校が3,985千円で突出して高く、続いて農業高校1,258千円、工業高校1,082千円、商業高校787千円、総合高校720千円となっている。最も少ないのは普通高校の717千円である。

なお、生徒1人当たりの授業料は、各学科同一金額である。

(イ) 定時制

平成16年度県立高校の収支の状況（7頁）から定時制を抽出し、県費の純歳出金額を算出し、県の負担額を規模別、学科別に比較した。

a 歳入・歳出の状況

歳入

科 目 名	課 名	金額 (千円)
定時制高等学校授業料（現年）	教職員課	6,430
定時制高等学校入学金	教職員課	170
諸証明（定時制高校）	教職員課	51
定時制課程修学奨励費	教職員課	2,109
定時制通信教育教科書給与費	指導課	1,426
学校給食管理指導費	保健体育課	2,298
計		12,483

歳出

科 目 名	課 名	金額 (千円)
高等学校総務費	教職員課	948,953
定時制高等学校管理費	教職員課	33,318
教育振興費	指導課	2,856
保健体育総務費	保健体育課	6,895
計		992,022

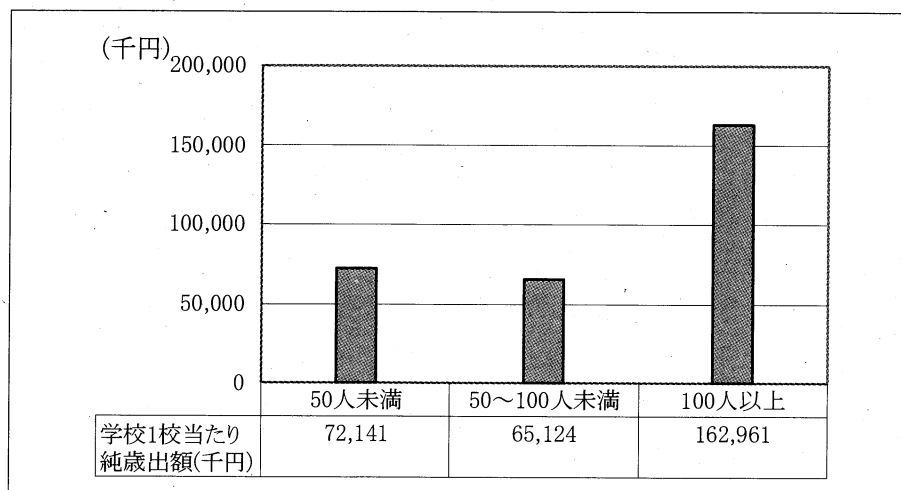
歳出 (千円)	992,022
歳入 (千円)	12,483
純歳出額 (千円)	979,539
学校数 (校)	13
学校1校当たり純歳出額 (千円)	75,349
生徒数 (人)	760
生徒1人当たり純歳出額 (千円)	1,289

定時制県立高校に対する県費の純歳出金額は、定時制県立高校13校全体で979百万円、学校1校当たり75百万円、生徒1人当たり1,289千円負担している。

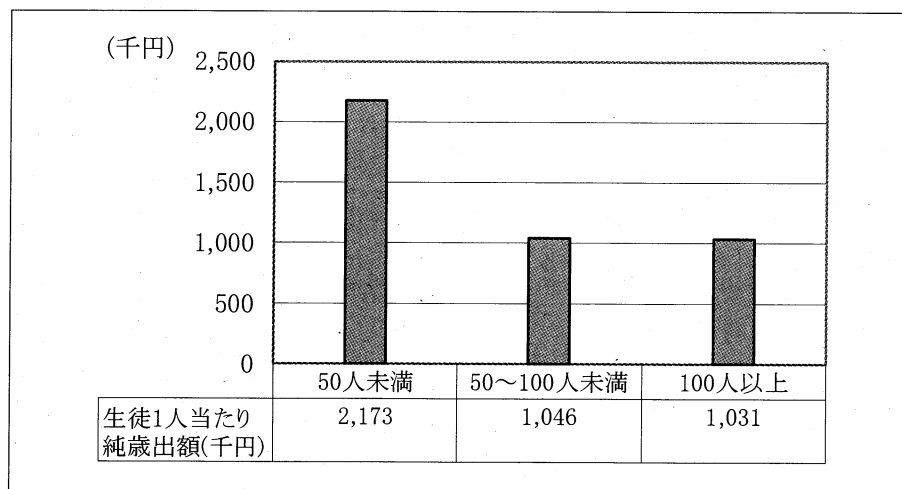
b 規模別の運営費の比較

	生徒数50人未満	生徒数50～100人未満	生徒数100人以上	合計
歳出 (千円)	363,831	463,653	164,538	992,022
歳入 (千円)	3,124	7,783	1,576	12,483
純歳出額 (千円)	360,707	455,871	162,961	979,539
学校数 (校)	5	7	1	13
学校1校当たり純歳出額(千円)	72,141	65,124	162,961	75,349
生徒数 (人)	166	436	158	760
生徒1人当たり純歳出額(千円)	2,173	1,046	1,031	1,289

学校1校当たり規模別運営費の比較 (グラフ)



生徒1人当たり規模別運営費の比較 (グラフ)

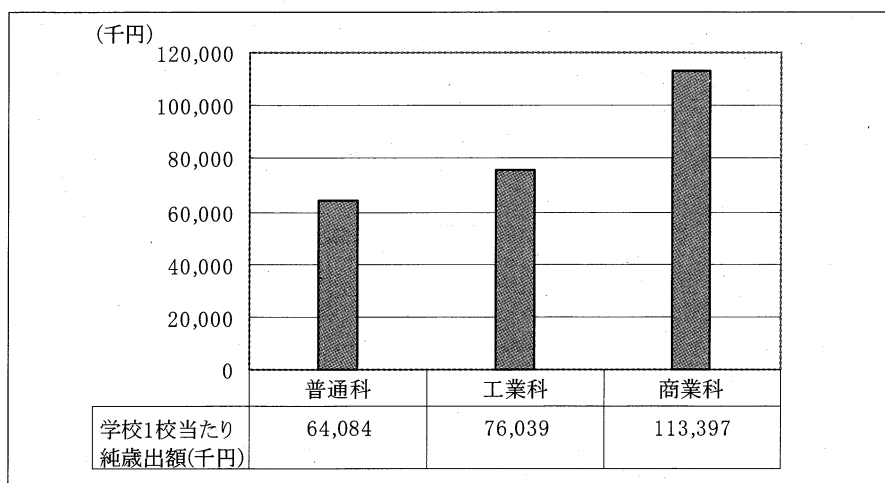


生徒1人当たり規模別運営費の比較では、50人未満は2,173千円、100人以上は1,031千円であり、小規模校の方が県の負担は倍以上となっている。

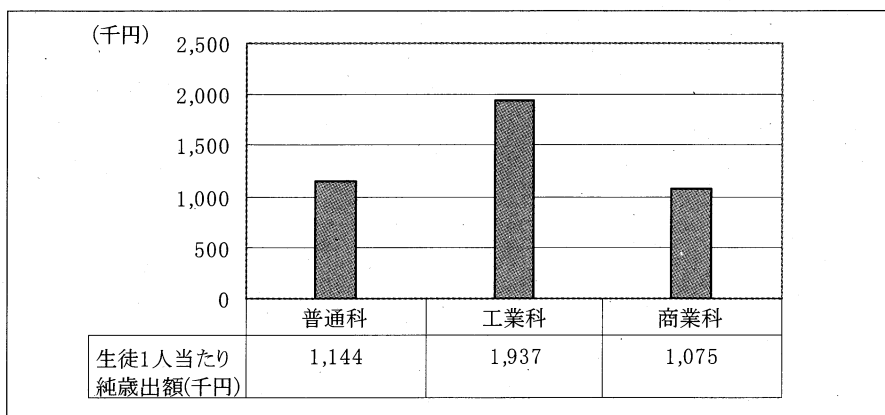
c 学科別運営費の純歳出額の比較

	普通科	工業科	商業科	合計
歳出 (千円)	455,012	307,516	229,494	992,022
歳入 (千円)	6,424	3,359	2,699	12,483
純歳出額 (千円)	448,587	304,157	226,795	979,539
学校数 (校)	7	4	2	13
学校1校当たり純歳出額 (千円)	64,084	76,039	113,397	75,349
生徒数 (人)	392	157	211	760
生徒1人当たり純歳出額 (千円)	1,144	1,937	1,075	1,289

学校1校当たり学科別運営費の比較 (グラフ)



生徒1人当たり学科別運営費の比較 (グラフ)



定時制の学科別の生徒1人当たりの運営費の比較では、工業科1,937千円、普通科1,144千円、商業科1,075千円となっている。

d 現状では、県立高校の定時制は夜間部12校、昼夜間2部制1校が設置されている。

県立高校再編整備計画によれば、定時制課程は、学科は異なるが近隣の地域に複数設置されている場合があり、生徒の志願状況や交通の利便性等を勘案し、また地域バランスにも配慮して、近隣の学校間での段階的な統合を図り、適切な配置を目指すことが示されている。

上記のように定時制は全日制と比較し、生徒1人当たり県費の負担は約38万円高くなっているため、充実した教育環境を提供することを前提に、より効率的な運用を目指す必要がある。

(ウ) 通信制

	合計
歳出 (千円)	197,351
歳入 (千円)	4,403
純歳出額 (千円)	192,948

学校数 (校)	1
生徒数 (人)	1,897
生徒 1 人当たり純歳出額 (千円)	102

通信制は山口高校 1 校に設置されている。生徒のニーズの多様化により全日制よりも通信制、定時制を望む生徒も増加している傾向に鑑み、県教育委員会では定時制課程独立校の設置が検討される中で、定時制課程に通信制課程の併設が検討されている。

13 県立高校経理事務の一元化 (教育政策課)

意見

学校の運営状況を監査するに当たり、学校ごとの資金収支データの提出依頼をしたところ、各学校別には作成していないということであったが、その必要性を説明した結果、作成されたデータの提出を受けた。その作成方法について聴取した結果、組織及び運営の合理化の観点から改善すべき点がある。

現状では、各学校別に支出された金額を算定するには、各学校で支出手続をした金額は、個別に集計が可能であるが、本庁で支出した学校経費は、支出内容を個別に分析する必要がある、しかも、本庁各課で給与費管理、学校運営費予算、授業料収納業務等をそれぞれ行っており、各課の協力を得なければ学校別の金額を算出できず、集計には時間と労力を要し、効率が悪い状況である。

上記の問題点としては、予算の執行が本庁各課で行われていることにあり、各課で行われている予算管理を一元化し、学校別の資金収支の状況が 1 課のみで算出ができるようにすれば、学校別の資金収支や経理状況の把握が迅速に行えるようになる。この学校別の資金収支の状況を各学校現場に示し、学校長は具体的な数値目標を設定し、その達成度を比較することにより、コスト意識を徹底させた機動的かつ効率的な学校の運営が可能になると考えられる。

また、さらに一歩進んでバランスシートを作成することで、学校別の資産の内容が明らかになり、ストック情報の分析を可能にし、財務状況のチェック等が可能になる。将来的にはバランスシートの作成を検討することも必要になると思われる。

なお、県の財務会計システムは、自動的に学校ごとの収支が把握できるようにはなっていない。また、給与システムから財務会計システムに学校別に取り込むこともできるようになっていないが、今後システムの改善等が行われる場合には検討される必要がある。

14 県立高校の再編整備計画 (教職員課)

(1) 県において進められている再編整備計画の概要

ア 再編整備の必要性

再編整備は、平成17年3月、県教育委員会によって策定された「県立高校将来構想」によれば、単に生徒減少に対応した県立高校の整理統合ということではなく、学校規模の適正化と再編整備により、生徒にとって望ましい学習環境や教育環境を整備し、県立高校として教育水準の維持向上を図り、教育効果を高めるために行われる。

イ 望ましい学校規模

平成16年度における全日制課程第1学年の1校当たりの学級数の平均は、全国5.65に対して、山口県は3.83(10頁の表参照)と全国でも最小の規模となっている。

県では、全日制課程の学校規模については、選択幅の拡大や活力ある教育活動の展開、多様な人格とのふれあいによる社会性の育成等に視点をおき、学校規模別に開設科目数、配置教員数、部活動数等について検討した結果、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4学級から8学級を望ましい学校規模としている。

学校規模別の開設科目数等の状況

	2学級規模	4学級規模	6学級規模	8学級規模
生徒数 (収容定員) (人)	240	480	720	960
開設普通科目数 (科目)	22.8	27.0	32.5	30.0
教員数 (人)	18.3	30.0	42.5	53.0
部活動数 (部)	10.4	18.9	21.0	30.0

ウ 再編整備計画

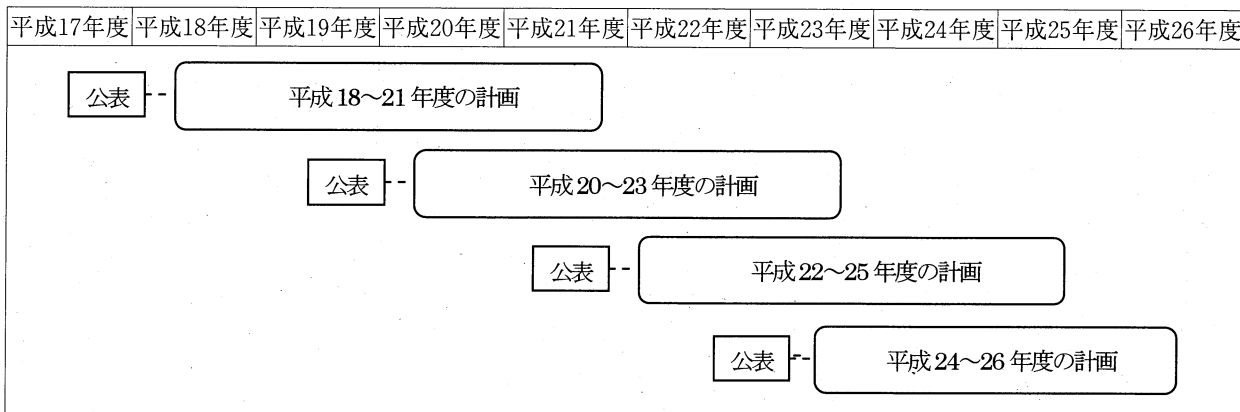
(ア) 再編整備計画期間

平成18年度から平成26年度まで

(イ) 進め方

再編整備計画は4年ごとに策定し、生徒の入学状況に応じて2年ごとに見直しされる。

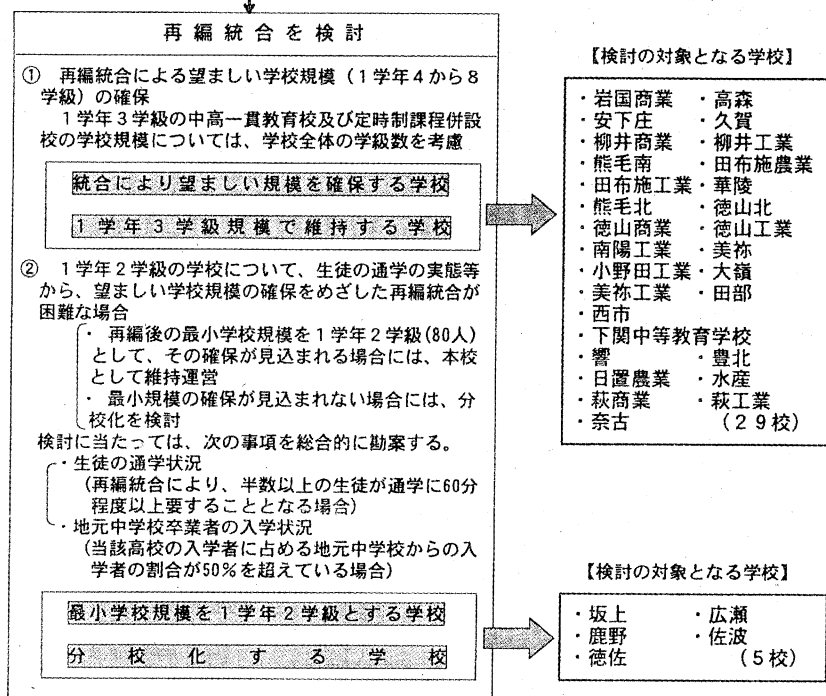
各年度の実施分については、中学生への早期の情報提供のため、原則として定員発表前に公表される。



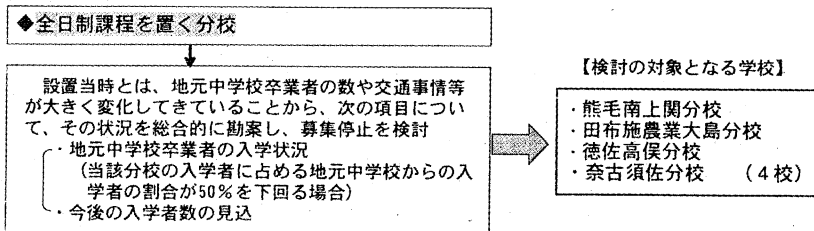
(ウ) 再編整備対象の基準

[本校について]

- ◆ 1 学年4 学級以上の学校
 - 特色づくりの推進
 - 1 学年3 学級以下の学校（今後、3 学級規模になる学校を含む）との再編統合
 - 生徒のニーズや地域の状況の変化を踏まえた学科の配置や適正な定員設定
- ◆ 1 学年3 学級以下の学校（再編統合の検討）
 - 小規模校同士、4 学級以上の学校との再編統合による望ましい学校規模の確保
 - 特色づくりの推進（商業高校と工業高校の統合など、選択幅の広い学習が可能な学校・学科の設置）
 - 生徒のニーズや地域の状況の変化を踏まえた学科の配置や適正な定員設定



[分校について]



(エ) 全日制課程の学科別募集定員及び生徒の希望の乖離について

中学生の学科別の進路希望の状況と、平成17年度の募集定員による全日制課程の学科別比率に差があり、生徒のニーズや社会経済的動向等を踏まえ、募集定員の比率について検討が必要になっている。

具体的には、普通科系希望が2年生71.7%、3年生64.6%であるが、募集定員は56.4%であり、希望者の比率の方が高いので、県の計画では普通科系の募集定員の比率を60%程度に高める方向である。対応としては妥当である。

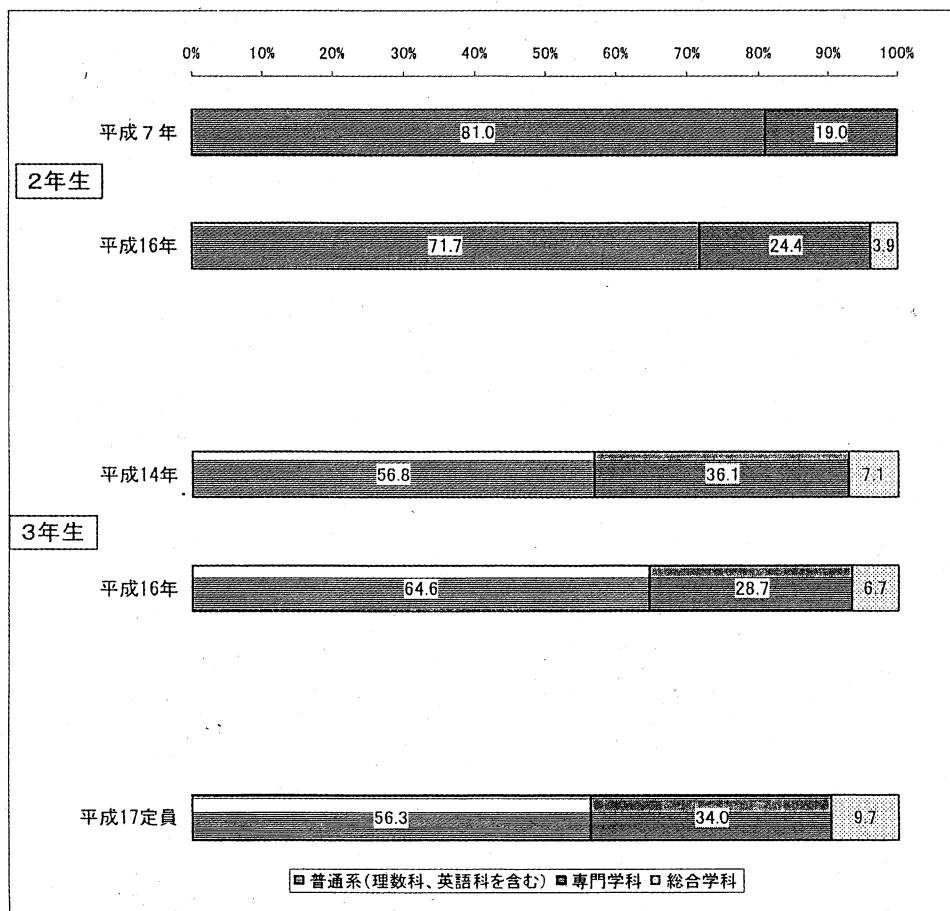
総合学科については学科の内容がよく浸透していないのか、2年生3.9%、3年生6.7%で希望の方が低く、募集定員の方が高いので、現状の分析をし、対応することが必要である。

なお、上記についての詳細なデータは次の表等のとおりである。

公立高等学校全日制課程学科別希望状況

実施時期	対象学年等	普通科系	農業	水産	工業	商業	家庭	看護	福祉	総合	計	
H 7.7	2年生	人数	627	8	5	62	42	14	16	—	774	
		%	81.0	1.0	0.6	8.0	5.4	1.8	2.1	—	100.0	
H14.11	3年生	人数	2,509	96	18	756	419	112	191	314	4,415	
		%	56.8	2.2	0.4	17.1	9.5	2.5	4.3	7.1	100.0	
H16.6	2年生	人数	7,243	149	53	1,081	561	175	238	204	399	10,103
		%	71.7	1.5	0.5	10.7	5.6	1.7	2.4	2.0	3.9	100.0
	3年生	人数	7,473	215	70	1,600	924	193	159	161	770	11,565
		%	64.6	1.9	0.6	13.8	8.0	1.7	1.4	1.4	6.7	100.0
H17定員	人数	5,555	460	60	1,535	1,025	190	40	35	960	9,860	
	%	56.3	4.7	0.6	15.6	10.4	1.9	0.4	0.4	9.7	100.0	

普通科系には、普通科コース、理数科、英語科を含む



(2) 監査結果

ア 再編整備の財務への影響

生徒数の減少により、1学級当たりの人数が全国で最小という状況になり、高校教育の質をより高めるに

は、多様な人格とふれあうことによる人間性や社会性の育成等が必要ということで、再編整備が進められている。

このことを前提にして、外部監査人としては、財務の執行が県民の福祉の向上を目的として、最小の経費で最大の効果を上げるように行われているかに関して県民に報告する立場にあり、その観点から、間接的ではあるが下記のような仮説のもとに、再編整備の財務への影響について試算してみた。

小規模な学校2校と同規模の学校1校の運営費の比較

(ア) 前提

- ・ 規模は学級数による
- ・ 生徒数について、同人数とするために人数差に授業料単価を乗じて調整
- ・ 普通科の高校を、外部監査人の判断でサンプルとして抽出

6学級2校(12学級) 美祢高校、大嶺高校

12学級1校(12学級) 大津高校

・ 運営費

県が作成した平成16年度の学校別の歳入・歳出の明細から学校建設費等の資本的収支及び非経常的収支並びに本庁執行分で生徒数に関係なく、各学校に均等に配分した1校当たり37,473千円の金額を控除した経常的な収支の実績による。

(イ) 学校の状況

小規模学校及び大規模学校の比較

	学級数	生徒数	教職員数
6学級2校			
美祢高校	6	207	33
大嶺高校	6	188	30
	12	395	63
12学級1校			
大津高校	12	474	45

生徒数を合わせるために、人数差79人につき、年間の授業料を計算し、6学級2校の歳入に加算。その金額8,816千円(79(人)×9,300(円)×12(ヶ月))

(運営費の比較)

(単位：千円)

	歳出	歳入	純歳出
6学級2校	465,900	52,409	413,491
12学級1校	350,943	52,750	298,193
運営費の差額	114,957	△ 341	115,298

イ 財務への影響額

6学級2校の方が、12学級1校より運営費が約1億2千万円多くなっている。

一般論ではあるが、県の純歳出額の負担は、小規模校が2校存在するよりも規模の大きい1校の方が少なく、県費が効率的に執行されることになる。

再編整備は、年次的、計画的に進められることから、県負担の運営コストは、一時的には施設の重複使用等により、増加する場合も考えられるが、中長期的には、個々のケースごとに整備条件が異なり、金額がどの程度かは一律に算定できないまでも、削減効果はある。

ウ 平成18年度に再編整備が決まっている新高校の名称等

対象校	校名	設置場所	備考
柳井商業高校 柳井工業高校	山口県立 柳井商工高等学校	柳井工業高等学校 の校地	※ 新高校への移行は学年進行で進めるため、統合後2年間は、統合前の商業高校・工業高校と新高校の3校が併置される。 ※ 校名は、「柳井」「徳山」「萩」の文字を冠することにより、両校の所在地を表すとともに、「商業」「工業」の学習内容もわかりやすく表現したものである。
徳山商業高校 徳山工業高校	山口県立 徳山商工高等学校	徳山工業高等学校 の校地	
萩商業高校 萩工業高校	山口県立 萩商工高等学校	萩工業高等学校の 校地	

なお、新高校の設置は平成17年11月1日、新高校の開校は平成18年4月1日である。

(3) 意見

再編整備実施に係る地域等への対応について

再編整備について、往査した県立高校等の意見を集約すれば次のようになる。

ア 分校の募集停止が決定した後の2年間の生徒について

募集停止となった際の在校生の教育の充実を図るために本校の授業に参加させることも考えられるが、その際には本校までバスをチャーターすることなどが考えられないかという意見等がある。

また、分校は再編整備において、本校の合宿所、研修所等に活用できないか検討することも考えられる。

イ 高校が廃校になる場合の校舎の活用に関する声について

学校は地域の文化の伝承や媒介等をする役割も有している。このような認識が地域の人々にあり、学校が地域のよりどころであるということに関しては、校舎を生涯学習の場として開放するとか、地域の歴史を展示するなど、その他活用方法を検討すべきだという意見等もある。

高校の再編整備は、教育効果を高めるために教育環境を整備するものではあるが、地域における人々の県立高校への思いを考えると、再編整備を進めていく中で、地域への説明を十分行い、より理解を得るよう努める必要があるように思われる。

包括外部監査の結果報告書（その2）

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

(2) 監査対象期間

原則として平成16年度（必要と認めた場合過年度分を含む）

3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

県の財政が厳しい中で県の公共施設のあり方が模索されており、また、平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度の導入が可能になったことへの対応等から、公の施設である上記各施設の管理・運営について、県教育委員会所管部署の財務に関する事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って執行されているか検討する必要があると判断し、テーマとして選定した。

4 外部監査の実施者

外部監査人	公認会計士	森 永 敏 夫
外部監査人補助者	公認会計士	水 谷 芳 昭
外部監査人補助者	公認会計士	小 田 正 幸
外部監査人補助者	公認会計士	田 中 博 之
外部監査人補助者	公認会計士	神 田 忠 二 郎
外部監査人補助者	事務所職員	中 田 麻 美

5 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ア 各施設は設置目的に従って運営され、県の施設としての役割を適切に果たしているか。
- イ 各施設の管理運営は、関係法令等に基づいて適正に執行されているか。
- ウ 各施設は組織及び運営の合理化に努めているか。
- エ 金銭及び収藏品・図書等の物品管理は適切に行われているか。
- オ 給与・手当等の人件費は規則等に基づき適正に支払われているか。
- カ 委託業務に係る契約事務は適切に管理されているか。
- キ 入館料等を収受する施設においては入館料の収受についての管理は適切か。
- ク 各施設の利用状況の推移
- ケ 各施設の運営費の推移
- コ コンピュータシステムの利用に伴うセキュリティシステムの管理は適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ア 各施設の現場視察の実施
- イ 各施設の利用状況について、経年比較による分析
- ウ 各施設の諸規程、決算書、予算書その他関係書類の閲覧
- エ 各施設の財務事務の執行及び管理運営状況についての帳簿の閲覧・質問等
- オ 現金等（切手等を含む）及び収藏品等の実査
- カ 人件費について、出勤簿、時間外勤務命令簿等により、支払金額について検討
- キ 業務委託等の契約締結状況の検討
- ク 各施設の運営費の経年推移の比較分析
- ケ コンピュータシステムのセキュリティに関してコンピュータールームの視察及び質問
必要に応じて、個別事項の項目の箇所に監査手続を記載している。

6 外部監査の実施期間

平成17年8月24日から平成18年2月28日まで

7 根拠法令等の略称

地方自治法 「法」

地方自治法施行令 「令」
山口県物品規則 「物品規則」
山口県会計規則 「会計規則」

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第2 山口県立山口図書館（以下「県立山口図書館」という。）

1 概要

(1) 沿革

明治36年7月 県立山口図書館設置（昭和39年山口県条例第54号）・開館

昭和48年3月 竣工

昭和48年7月 県立山口図書館新館が山口県点字図書館、山口県文書館併設により開館

設置場所 山口市

(2) 運営の基本方針

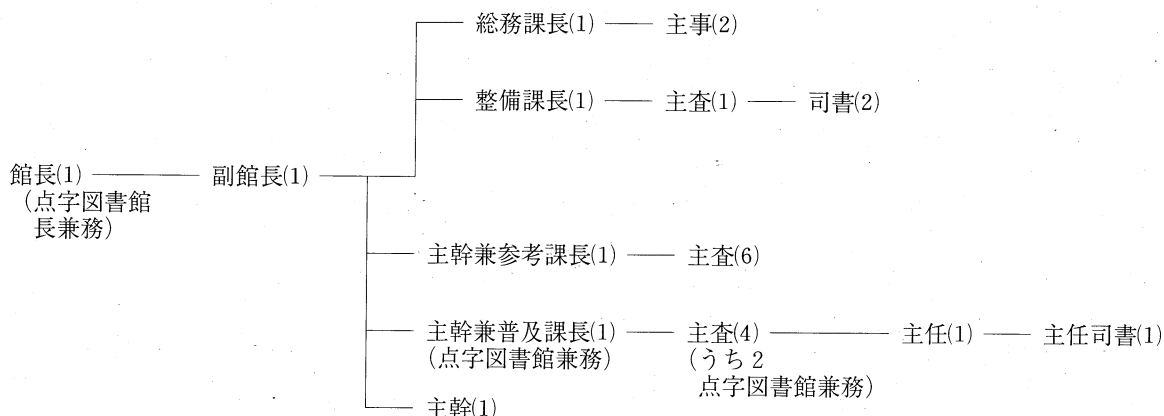
ア 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の実現に向けて適切な目標を設定し、点検と評価により計画的・効果的な運営を行う。

イ すべての県民に図書館サービスを提供するという県立山口図書館としての目的達成のため、市町村立図書館等への援助と関係団体・機関との協力を深める。

ウ 県内における図書館の設置及び図書館サービスの普及を促進するための側面的な援助に努める。

エ 直接利用に対応する体制の整備とともに、行政機関・教育機関等とも連携し、広域的な観点に立って県民の学習活動を支援する。

(3) 組織及び職員の状況（平成17年4月1日現在）



(4) 業務運営

ア 情報センターとしての機能充実

(ア) 資料・情報を収集・保存し、提供する県内の中核的図書館として広域・総合的図書館機能の発揮

(イ) 調査・相談（レファレンス）業務の充実

(ウ) より高度な調査・相談業務に対応する専門的資料の収集や郷土（山口県）関係資料の網羅的収集

(エ) ふるさと文献情報サービスの充実に向け、データ入力

(オ) 国立国会図書館協同レファレンスデータベースへの情報提供

イ 図書館ネットワークによる図書館協力の推進

(ア) 図書館ネットワークシステムの推進

(イ) 県内公立図書館職員の研修の実施

(ウ) 巡回協力車及び宅配（週1回）による資料搬送と情報提供・図書館協力の促進

ウ 教育文化機能の充実

(ア) 県民サービスの拡充

(イ) 市町立図書館の支援

(ウ) 子ども読書支援センターを設置し、子ども読書活動の推進・啓発及び関連情報の発信

(5) 点字図書館の業務運営

ア 設置 身体障害者更生援護施設条例（昭和48年山口県条例第7号）第1条に基づいて設置（昭和31年10月開館）

イ 山口県点字図書館の管理は知事の権限に属するが、山口県事務委任規則（昭和44年山口県規則第21号）第72条により、その権限（国の補助金に関する事務を除く）が教育委員会に委任され、県立山口図書館が管理を行っている。

ウ 組織及び職員の配置状況は1(3)に記載のとおりである。

エ 業務内容 上記ア記載の条例第14条に、点字刊行物及び盲人用の録音物の利用並びに点訳奉仕員及び朗読

奉仕員の指導及び育成に関する業務を行うとある。

具体的には、点訳、音訳資料の作成、貸出、相互貸借、情報提供等を行うが、視覚障害者への資料提供は大半がボランティア活動による資料作成によっている。

(6) 施設の概要

ア 建物の状況

(ア) 建物の竣工時期

竣工年月日 昭和48年3月31日

(イ) 建物等の状況

構造 RC (中央ホール屋根S造)

本館 地下1階 地上3階

書庫 地下2層 地上7層

面積 敷地面積 10,169.41m²

建築面積 3,978.97m²

延床面積 9,819.14m²

部門別内訳

(単位：m²)

施設	図書館	点字図書館	文書館	レクチャールーム	計
利用者ゾーン	2,364	42	209	506	3,121
業務ゾーン	999	63	235	36	1,333
書庫その他	4,492	85	788	0	5,365
計	7,855	190	1,232	542	9,819

※廊下・階段・職員便所は図書館の書庫その他に含む (1,260m²)

主要施設

施設	室名	席数(席)	適要
図書館関係	中央ホール	22	
	参考資料室	110	
	青少年室	58	
	音楽資料室	20	
	新聞・雑誌コーナー	43	
	中央閲覧室	60	
	県民資料室	12	
	明治維新資料室	8	
	点字閲覧室	10	
	第1研修室	60	
第2研修室	45		
	計	448	
文書館関係	調査室	32	
	大絵図利用室	8	畳部屋
	特殊調査室	8	
共通使用関係	レクチャールーム	294	
	書庫		

イ 開館時間

県立山口図書館 (山口県立図書館規則第3条)

日曜日 9:00~17:00

火~金曜日 9:00~19:00

土曜日 9:00~17:00

点字図書館 (山口県点字図書館規則第3条)

月~金曜日 9:00~17:00

土曜日 9:00~12:30

ウ 閉館日

県立山口図書館（山口県立図書館規則第2条）

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 月曜日及び月末整理日

(ウ) 1月2日から同月4日まで、及び12月28日から同月31日まで

(エ) 資料点検期間（春季及び秋季におけるそれぞれ10日以内の期間）

(オ) 館長が特に閉館の必要があると認める日

点字図書館（山口県点字図書館規則第2条）

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 日曜日及び月末整理日

(ウ) 1月2日から同月4日まで、及び12月28日から同月31日まで

(エ) ばく書期間（春季及び秋季においてそれぞれ10日以内の期間とする。）

(オ) 知事が特に閉館の必要があると認める日

2 外部監査の結果

(総括事項)

県立山口図書館の財務事務の執行及び管理運営については、下記個別事項の指摘を除き、関係法令等に基づき適正に処理されている。

(個別事項)

(1) 利用状況等

ア 運営方針との関連

運営方針には、文部科学省が平成13年に告示した「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を基本として、適切な目標を設定し、点検と評価により効果的な運営を行うとしているが、法的には定めがないとのことで、事業評価は実施していない。

平成17年10月の「県立図書館あり方検討委員会報告書」において、これからの県立山口図書館の役割や方向性が、同上の望ましい基準を基本にまとめられたことでもあり、その役割をより果たすために、県立山口図書館の運営上の目標とそれに基づく運営状況について自ら評価し、その結果の公表を行うとともに、それに基づいて改善を図る管理方法である事業評価の導入を検討すべきではないかと思われる。

なお、「県立図書館あり方検討委員会報告書」では、県立図書館の役割を次のように示しており、県立図書館としての役割がより明確に示されている。

(ア) 市町立図書館への支援

(イ) 県民への図書館サービスの提供

(ウ) 県立図書館と市町立図書館等とのネットワークづくり

イ 入館者数、個人貸出数の推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
入館者数(人)	265,976	262,872	319,483	346,603	288,484	294,456	286,825	301,170	272,335	192,906
登録者数(人)	29,275	34,651	39,731	44,992	49,982	54,559	58,595	63,116	66,815	68,972
貸出冊数(冊)	265,798	287,783	298,213	326,460	297,475	287,145	281,300	298,963	258,551	146,758

平成15年11月に山口市立図書館が新しくオープンしたことにより、入館者数、貸出冊数は大幅に減少している。図書の入館方針等を含めて、市立図書館の役割とは異なった県立図書館の役割を果たす方策を樹立し、運営していく必要が生じている。

ウ 図書資料の受入

(ア) 基本方針

山口県の中心的な資料・情報センターとしての機能充実を図るため、県民の多様な潜在的な要求を把握するとともに、地域性、出版状況、蔵書構成を考慮し、魅力ある資料の収集に努める。

(イ) 受入資料の選択

資料選択委員会及び資料選択協議会の協議により決定

委員会の開催頻度

- ・ 参考・専門資料委員会 月1回
- ・ 一般資料委員会 隔月

希望図書委員会 隔週 等

- (ウ) a 資料の選定は県立図書館の役割を反映したものになっているか、県内市町立図書館からの申し込みへの対応状況を調査した結果は次のとおりである。

(単位：冊)

	申込冊数	購 入	そ の 他
平成14年度	333	291	42
平成15年度	294	268	26
平成16年度	386	373	13

市町立図書館からの購入希望で不購入とした理由は、ほとんどが絶版や品切れで入手できなかったものが多く、その場合、所蔵館の情報提供をする。なお、申込書の送付手段としては、FAX、電子メールによっている。

b 意見

県立山口図書館の利用促進

県民のニーズをより反映し、県立山口図書館の利用が促進されるための手段として、県内市町立図書館との連携を図りながら、図書購入依頼申込用紙の設置場所等を検討する必要がある。

- (エ) 受入冊数と蔵書冊数との関係

次表のとおり

図書受入冊数の分類別構成割合の推移(3年間)

(単位:冊)

	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 工学	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	郷土資料	児童書	合計
平成14年度	購入冊数	444	913	2,374	1,181	1,157	549	954	235	3,144	668	783	12,878
	寄贈冊数	127	152	959	125	167	225	249	23	239	1,920	14	4,231
	合計	571	1,065	3,333	1,306	1,324	774	1,203	258	3,383	2,588	797	17,109
	構成割合(%)	3.3	6.2	19.5	7.6	7.7	4.5	7.0	1.5	19.8	15.1	4.7	100.0
平成15年度	購入冊数	466	841	2,098	882	953	600	668	205	2,895	718	589	11,268
	寄贈冊数	70	123	353	58	73	116	81	12	185	1,361	21	2,500
	合計	536	964	2,451	940	1,026	716	749	217	3,080	2,079	610	13,768
	構成割合(%)	3.9	7.0	17.8	6.8	7.5	5.2	5.4	1.6	22.4	15.1	4.4	100.0
平成16年度	購入冊数	470	898	2,258	976	887	487	740	245	3,071	740	1,206	12,557
	寄贈冊数	241	34	599	69	114	129	149	8	242	1,903	0	3,706
	合計	711	932	2,857	1,045	1,001	616	889	253	3,313	2,643	1,206	16,263
	構成割合(%)	4.4	3.8	17.6	6.4	6.2	3.8	5.5	1.6	20.4	16.3	7.4	100.0
構成割合の3年間平均	3.9	3.2	6.7	18.3	7.0	7.1	4.5	6.0	1.5	20.8	15.5	5.5	100.0

蔵書冊数の分類別構成割合の推移(3年間)

(単位:冊)

	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 工学	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	郷土資料	児童書	合計
平成14年度	構成割合(%)	7.5	5.0	9.5	18.9	6.1	5.5	5.7	1.8	22.9	9.7	2.2	100.0
	冊数	49,816	32,970	62,812	125,205	40,659	36,366	34,888	37,831	11,671	151,895	64,203	14,599
平成15年度	構成割合(%)	7.4	4.9	9.4	18.9	6.1	5.5	5.7	1.8	22.9	9.8	2.2	100.0
	冊数	50,372	33,370	63,777	127,664	41,599	37,392	35,604	38,580	11,888	154,975	66,282	15,209
平成16年度	構成割合(%)	7.4	4.9	9.4	18.8	6.1	5.5	5.7	1.7	22.9	10.0	2.4	100.0
	冊数	50,942	33,732	64,528	129,578	42,152	37,961	36,059	39,039	11,995	157,506	68,793	16,335
構成割合の3年間平均	7.5	4.9	9.4	18.9	6.1	5.5	5.3	5.7	1.8	22.9	9.8	2.3	100.0

蔵書の分類別保有の構成割合は、各年の出版点数に応じて県立山口図書館として必要なものを選書、収集していった結果、ほぼその年の出版点数に対応する割合となっている。結果的に各年の出版年数の割合を反映して3年間ほぼ変わらない状況を示している。

公共図書館としては、収集方針の一つである「蔵書の分野別のバランスが適正になるように調整を図る」ことは当然であるが、県立山口図書館としての役割を遂行するという観点から、地域性や県民のニーズを反映し、県民の課題解決型サービスに対応できる資料を積極的に収集するなど、従来の収集方針を見直す必要がある。

(オ) 分類別の蔵書冊数と貸出冊数の関係

図書貸出冊数の分類別構成割合の推移(3年間)

(単位:冊)

		0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 工学	6 産業
平成14年度	構成割合(%)	1.3	3.1	5.1	8.8	4.4	5.8	2.5
	冊数	4,019	9,128	15,251	26,332	13,010	17,253	7,576
平成15年度	構成割合(%)	1.3	2.8	5.0	8.5	4.1	5.4	2.4
	冊数	3,252	7,116	12,850	21,962	10,497	13,948	6,087
平成16年度	構成割合(%)	1.5	3.3	5.4	9.6	4.5	5.5	2.7
	冊数	2,177	4,835	7,892	14,142	6,539	8,104	3,913
構成割合の3年間平均		1.4	3.0	5.1	9.0	4.3	5.6	2.5
		7 芸術	8 言語	9 文学	郷土資料	児童書	新聞雑誌	合計
平成14年度	構成割合(%)	5.9	1.1	28.6	1.0	32.4	0	100.0
	冊数	17,769	3,332	85,408	3,058	96,827	0	298,963
平成15年度	構成割合(%)	5.2	1.1	30.0	1.1	33.3	0	100.0
	冊数	13,431	2,794	77,543	2,884	86,187	0	258,551
平成16年度	構成割合(%)	5.4	1.3	24.7	1.8	34.0	0.3	100.0
	冊数	7,888	1,905	36,234	2,685	49,951	493	146,758
構成割合の3年間平均		5.5	1.2	27.7	1.3	33.3	0.1	100.0

蔵書冊数は(エ)に記載している。

貸出は、文学27.7%、児童書33.3%で蔵書の保有割合22.9%、2.3%を上回っている。県立山口図書館の県民への直接サービスの充実があげられていることでもあり、貸出の状況(図書の利用の状況)を十分チェックし、図書資料受入の選定に反映させる必要がある。

(カ) 図書資料購入先の選定

a 現状

公共の図書館として県民のニーズに適確に応えるために、確実に資料の入手を図ることを第一義としている。

継続図書の業者の選定は経験則に基づいて行い、大口購入先数社が取引の中心となっている。その他は購入する書籍の特殊性に応じて、その都度購入先を選定している。

現状の継続図書の納入業者の選定は、過去に検討したものがそのまま継続している。その選定理由は以下のとおりである。

A社：新刊が幅広く、かつ比較的早期に納入できるうえ、装備付きなので作業の省略もでき、利用者へ早期に提供ができる。

B社：継続納品が必要な雑誌や定期刊行物、地元発行の郷土資料が主で、提供を急ぐ希望図書等店頭であればすぐ対応が可能

C社：専門書、参考図書、洋書、高価本が得意

D社：自然科学、工学等を中心とする専門書、参考図書が得意

b 監査結果

随意契約第2号によることの適切性

図書は定価販売のため競争入札には適さないということで、令第167条の2第1項第2号の随意契約により納入業者と契約をしている。

しかし現状では、公共図書館の図書資料にあつては、社会の変化に伴い、定価から値引が行われることが一般的になっており、再販価格機能が維持していない状況においては、随意契約第2号を適用する理由にはならない。

c 意見

契約方法に競争原理の導入

図書を購入するには、購入の時期を逸しては利用者である県民のニーズに応えることができない等、

迅速性を要することも考慮する必要があるが、購入価格について現状の随意契約による価格では、経済的により有利な価格かどうか比較することもできないので、随意契約に加えて競争入札制度を活用し、地元業者の状況も踏まえながら、書籍の購入コスト削減を図ることを検討する必要がある。

(キ) 意見

図書を受入れに関して発生する図書装備について

a 図書装備の委託費算定の適切性

図書館流通センターに委託している図書装備（バーコード貼り）の委託費の算定方法が、購入金額に比例して算出されている。

しかし、本来、図書装備の業務は購入冊数に比例しているため、購入冊数に比例して委託費を算出すべきであり、委託契約の委託費の算定方法の検討が必要である。

b 図書装備を委託することの経済的妥当性

下表に示すとおり、コスト的にみると、A社では1冊当たり約280円でできるが、県立山口図書館で行うと、1冊当たり約304円かかり、A社に委託する方がコストの面で有利であり、経済性の面からは妥当である。

A社で処理した場合		当館で処理した場合	
背ラベル（印刷）	20円	背ラベル	8円
バーコード	18円	バーコード（印刷）	88円
フィルムコート	120円	フィルムコート	100円
ラベル印刷のための受入処理	40円	期限票	5円
原簿	27円	賃金相当額（日々雇用職員）	103円
進行管理	55円	合計	304円
合計	280円	+職員による館内受入処理	
(期限票は上記合計金額に含む)		(図書データ等作成・作業量増加)	

エ 図書資料の貸出

(ア) 貸出、返却の手続は関係規則に準拠している。ただし、山口県立図書館利用規程第16条に定められている貸出期間内に返却をしていない未返却の状況は次のとおりである。

未返却延滞図書状況

(平成17年8月30日現在)

年度	返却予定日	未返却冊数 (冊)	未返却者数 (人)	住所不明人数 内数(人)	冊数 内数(冊)
※	～平成8年3月31日	0	0		
平成8年度	平成8年4月1日～平成9年3月31日	16	11	0	0
平成9年度	平成9年4月1日～平成10年3月31日	132	72	0	0
平成10年度	平成10年4月1日～平成11年3月31日	113	66	0	0
平成11年度	平成11年4月1日～平成12年3月31日	65	37	2	6
平成12年度	平成12年4月1日～平成13年3月31日	114	54	10	24
平成13年度	平成13年4月1日～平成14年3月31日	127	55	8	18
平成14年度	平成14年4月1日～平成15年3月31日	91	51	8	16
平成15年度	平成15年4月1日～平成16年3月31日	155	64	11	30
平成16年度	平成16年4月1日～平成17年3月31日	114	58	2	4
累 計		927	468	41	98

※ 平成7年度以前については、不明図書として除籍済み。

(イ) a この長期未返却者に対して、県ではペナルティを課すための規定が存在しないが、他県の長期未返却者に対するペナルティについて調査しており、規程にどのように盛り込むか検討し、長期未返却者に対応する必要がある。

なお、県が他県のペナルティの有無について得ている情報では、58の県立図書館の状況は次のとおりである。

58館中 ペナルティなし 29館（うち 検討中 2館）
ペナルティあり 28館

不明 1館

ペナルティありのその内容

貸出停止であるが、貸出停止に至る基準は1回目督促後から延滞1年以上で貸出停止等と幅がある。

- b この未返却延滞図書についても、不明図書の除籍の基準と同じように、5年経過したものは除籍処分をし、督促をくり返して、回収のための経費を発生しないようにすることが必要である。
- (ウ) 貸出手続において個人情報保護法への対応について調査した結果、下記のように対応している。
 - a 「資料利用票」（利用者が記入）の氏名、住所欄の住所の記入を利用カード番号に代えてもよいこととした。
 - b コンピュータ業務システムの検索した資料について、利用者氏名、住所の欄にブラインドを掛けるようにした。
 - c 資料の貸出画面において速やかに画面クリアすることを励行
 - d 利用者の「個人情報」の正確性を維持するため、定期的に（3年ごと）登録データの一斉確認と更新ができるようにした。（従来から利用者の貸出情報は返却処理と同時に利用者データと切り離され、コンピュータに残らないようになっている。）

(エ) 蔵書の活用度（貸出の状況）

a 蔵書回転数の推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
貸出冊数(冊)	265,798	287,783	298,213	326,460	297,475	287,145	281,300	298,963	258,551	146,758
蔵書冊数(冊)	658,146	626,181	642,284	603,044	616,743	630,404	645,735	662,915	676,712	688,620
蔵書回転数(回)	0.40	0.46	0.46	0.54	0.48	0.46	0.44	0.45	0.38	0.21

貸出しの状況は平成14,15,16年度と年々低下しており、イに記載したとおり山口市立図書館が新しく開館したことにより、平成16年度は著しく低下している。対応策として、県立山口図書館としては、山口市立図書館開館に伴い、資料収集について県立と市立で購入雑誌の調整をし、見直ししている。

b 人口類似県の蔵書の活用度との比較

人口類似県の蔵書の貸出の状況等は次のとおりである。

	山口県	長崎県	愛媛県	青森県	奈良県	岩手県
人口(人)	1,512,333	1,511,064	1,496,929	1,479,358	1,439,040	1,405,060
蔵書冊数(冊)	688,620	770,583	566,609	649,797	425,324	593,919
人口1人当たり蔵書冊数(冊)	0.46	0.51	0.38	0.44	0.30	0.42
貸出冊数(冊)	144,423	535,881	109,972	260,227	84,858	130,337
人口1人当たり貸出冊数(冊)	0.10	0.35	0.07	0.18	0.06	0.09
蔵書回転数(回)	0.21	0.70	0.19	0.40	0.20	0.22

注 調査時点：平成17年4月1日現在

人 口：平成16年3月31日現在

蔵書冊数：平成17年3月31日現在（雑誌、視聴覚資料は含まない。）

出 典：図書館雑誌平成17年8月号掲載の社団法人日本図書館協会図書館事業調査委員会平成17年調査結果速報から抜粋（分析数値は除く）

人口類似県との比較では、長崎県が高いのは、長崎市立図書館がないため、県立図書館が市立図書館の役割を担っているということである。その他は青森県を除き、回転数は0.2回であり、県立山口図書館とほぼ同様な状況にある。

c 山口市立図書館の蔵書回転数との比較

平成15年度（11月～3月）

$$\frac{\text{貸出冊数 } 535 \text{千冊}}{\text{蔵書冊数 } 193 \text{千冊}} = 2.8$$

山口市立図書館では直接住民への貸出しを主な業務としているので、蔵書の貸出冊数は多く、回転率は高くなる。

一方、県立山口図書館では、山口市立図書館を支援することも役割の一つとしており、基本的な役

割、性格は異なるが、「県立図書館あり方検討委員会報告書」の趣旨に沿って資料収集等の方向性を検討し、蔵書の貸出率を高めるための施策も必要である。

(オ) 一般図書に占める未貸出図書の割合

上記の割合についてデータの検索が可能な平成4年4月以降について、一般図書（貸出可能）の受入分の貸出実績のないものの割合を算出し、受入れた一般図書が有効に活用されているか検討した。

なお、受入日は平成12年3月31日までとし、貸出冊数の実績は平成17年8月31日までのデータである。

NDC分類	受入冊数	未貸出冊数	未貸出図書の割合(%)
0 総記	1,045	52	5.0
1 哲学	2,067	58	2.8
2 歴史	4,406	164	3.7
3 社会科学	7,704	312	4.0
4 自然科学	3,264	74	2.3
5 工学	2,957	87	2.9
6 産業	1,706	74	4.3
7 芸術	3,983	79	2.0
8 言語	686	16	2.3
9 文学*1	7,743	256	3.3
日本の小説	4,727	34	0.7
合計	*2 40,288	1,206	3.0

*1 「日本の小説」を除く文学分野、外国の小説を含む。

*2 40,288冊数は、発行が昭和元年以降受入した一般図書冊数212,406冊の約19%に当たる。（発行が大正14年以前の図書は全て貸出の対象としていない。）

受入れた図書の活用度について、貸出の状況からみると、未貸出図書の割合は低いものとみることができ、有効に活用されている。ただし、各分類において書籍ごとの貸出実績がないものは原因を分析し、今後の受入方針に反映させていく必要がある。

オ 市町立図書館等の支援の状況

(ア) 県内図書館・県外図書館及び大学図書館並びに団体貸出の推移

(単位：冊)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
県内図書館への貸出	11,077	10,615	11,015	11,633	12,231	12,720	12,270	14,036	13,740	13,382	
県外及び大学図書館への貸出	58	159	276	406	470	433	419	453	380	390	
団体貸出	地域文庫	20,785	18,108	12,954	10,071	8,518	8,094	7,608	9,240	8,411	7,697
	貸出文庫	4,247	5,134	3,871	3,486	2,976	3,040	2,650	2,552	2,350	2,089
	青い鳥文庫	1,000	300	270	150	150	105	203	138	70	0
	読書会・親子読書会文庫	7,174	1,962	1,855	1,918	1,698	1,540	1,750	1,801	1,502	1,684
	学校図書館等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,838

県内図書館への貸出状況は、平成14年度からは以前に比較して少し増加しているが、後記の図書館ネットワークシステムの整備により図書資料の検索が容易になったことが影響している。地域文庫等への団体貸出は減少傾向にあるが、平成16年度から学校図書館への貸出しを開始した。児童・生徒にも県立山口図書館資料の利用を促す効果があり、今後より一層連携を深め、県立図書館の役割を果たす必要がある。

(イ) 巡回協力車図書館利用状況について

a 図書館活動を効果的に進めるとともに、県内各公共図書館等との連携や協力を密にするため巡回協力車を運行し、資料の貸出・相談等の業務を実施している。

効果としては、図書や資料搬送による市町立図書館の経費、労力の節減、図書館業務に関する的確な助言、事業や施策の企画・実施に要する県内状況の把握ができるなどがある。

b 巡回協力車の図書館利用状況の実績等は次のとおりである。